



森町

森町耐震改修促進計画

策定 平成 22 年 3 月

改定 平成 31 年 3 月

改定 令和 3 年 2 月

改定 令和 8 年 3 月

北 海 道 森 町

【目 次】

森町耐震改修促進計画

第1章 計画策定の背景と目的

1-1	計画策定の背景と目的	1
1-2	計画の位置づけ	1
1-3	計画期間	2

第2章 森町の概要

2-1	位置	3
2-2	地勢及び気候	3
2-3	人口	4

第3章 森町で想定される地震による被害状況

3-1	北海道における地震発生の概要	5
3-2	森町における地震被害状況	6
3-3	森町における地震発生の想定	6

第4章 住宅・建築物の耐震化に係る目標

4-1	森町における住宅の耐震現状推計の考え方	9
4-2	住宅・建築物の耐震化率の設定	10
4-3	多数利用建築物の耐震化に係る目標	11
4-4	優先的に耐震化すべき公共建築物	12

第5章 住宅・建築物の耐震促進に向けた施策

5-1	耐震化の促進に向けた施策	13
5-2	耐震化の促進に向けた施策の内容	13
5-3	道、市町村等関係団体との連携	16
5-4	計画の見直し	17

参考資料

- 1 森町 多数利用建築物の耐震化の現状と耐震化の目標(施設名別) P18
- 2 多数利用建築物一覧表 ※耐震改修促進法に基づく P19
- 3 森町指定緊急避難場所一覧 P20
- 4 森町揺れやすさマップ P21
- 5 地震からわが家を守ろう 戸建て木造住宅の無料耐震診断のご案内 P26
- 6 森町木造住宅耐震改修等補助概要 P28
- 7 誰でもできるわが家の耐震診断 P31
- 8 ブロック塀等の安全確保対策について(国土交通省) P37
- 9 ブロック塀等の点検のチェックポイント(国土交通省) P38
- 10 ブロック塀安全確保啓発チラシ(一般財団法人日本建築防災協会) P39
- 11 森町緊急輸送道路(北海道指定) P47
- 12 北海道耐震改修促進計画概要 P48
- 13 R7_住宅・建築物の耐震化の現状と目標(国土交通省) P49
- 14 R7_都道府県別・市区町村別の住宅の耐震化に関する状況(国土交通省) P50
- 15 R7_耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の進捗状況(国土交通省) P51
- 16 【リ・バース60】耐震改修利子補給制度のお知らせ(住宅金融支援機構) P52

第1章 計画策定の背景と目的

1-1 計画策定の背景と目的

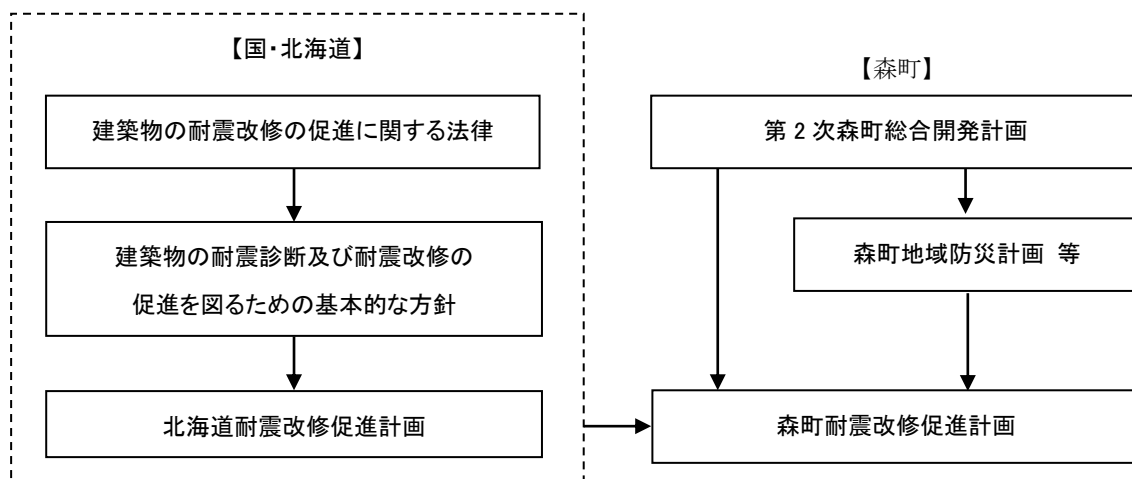
森町では、地震による建築物の倒壊被害から町民の生命及び財産に対する被害を未然に防止するため、平成18年に改正された「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という）」、同年策定の北海道耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震基準についての現状や耐震化の状況、耐震化の目標、耐震化を進めるにあたっての施策等について平成22年に「森町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）」として取りまとめ耐震化の推進に努めてきた。また、町有施設の耐震化だけでなく、民間木造住宅に対する耐震診断や耐震改修への支援制度など、耐震化促進のための啓発に努めてきた。

その後、耐震改修促進法の改正、北海道の耐震改修促進計画の改定等により、適宜必要に応じて本計画の見直し等を行い、継続して建物の耐震化の促進を図ることを目的とする。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項において「市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする」を受けて平成22年に策定されたものである。耐震改修促進法の改正(平成25年)と、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成28年3月25日 国土交通省告示第529号)」、北海道の耐震改修促進計画の改定(平成28年、令和3年、令和8年予定)に基づき、町の上位計画である第2次森町総合開発計画、関連計画である森町地域防災計画等と整合を図り計画する。

※参考資料-12 北海道耐震改修促進計画概要参照



1－3 計画期間

本計画の計画期間は、令和17年度までとします。

なお、社会情勢が大きく変化するなど本計画の見直しの必要性が高まった場合、適宜見直すこととします。

第2章 森町の概要

2-1 位 置

森町は、渡島半島の中央東海岸に位置し、平成17年4月1日に旧森町と旧砂原町が合併して、新森町が誕生しました。北海道駒ヶ岳山頂の一角から西北に広がり、東は鹿部町に、南は宿野辺をへだてて北斗市と七飯町に、南西は渡島山脈によって厚沢部町に、西は茂無部川をはさんで八雲町にそれぞれ境界し、北は空碧く波静かなる（噴火湾）内浦湾に臨んでいる。

2-2 地勢及び気候

当町の地形は、一般的に丘陵性で渡島山脈により北東に向かって傾斜し、海岸段丘を経て海につきている。南東では駒ヶ岳山ろくが北西方に緩やかな傾斜をして、所々に台地と小平野をつくり、また北西には濁川盆地があつて狭い平野となっている、山岳には駒ヶ岳（1,131メートル）のほかに、渡島山脈の連峰である狗神岳（899メートル）、三九郎岳（802メートル）が主なものである。

地質については、河川の地域には部分的に沖積土もあるが、その他の地域はおおかた火山灰におおわれている。

気候的特性としては、本道中最も温暖な地帯に属しているが、盛夏の候でも30℃を超えることは少なく、厳寒の候でも零下15℃まで下がることは珍しい。夏季は北東風、冬季は北西風が多く、風の強さは5月の乾燥季と、12月の吹雪季にやや強いものがみられる。

降水量は本道中でもやや少ない方で、降雪は11月上旬に初雪を見、12月中旬に根雪となり、翌年3月中旬には消滅する。積雪量は内浦湾沿岸に浅く、山脈に近づくに従って深くなる。霧は太平洋に面する海岸地方としては少ないところだが、4月頃から8月にかけてしばしば発生する。

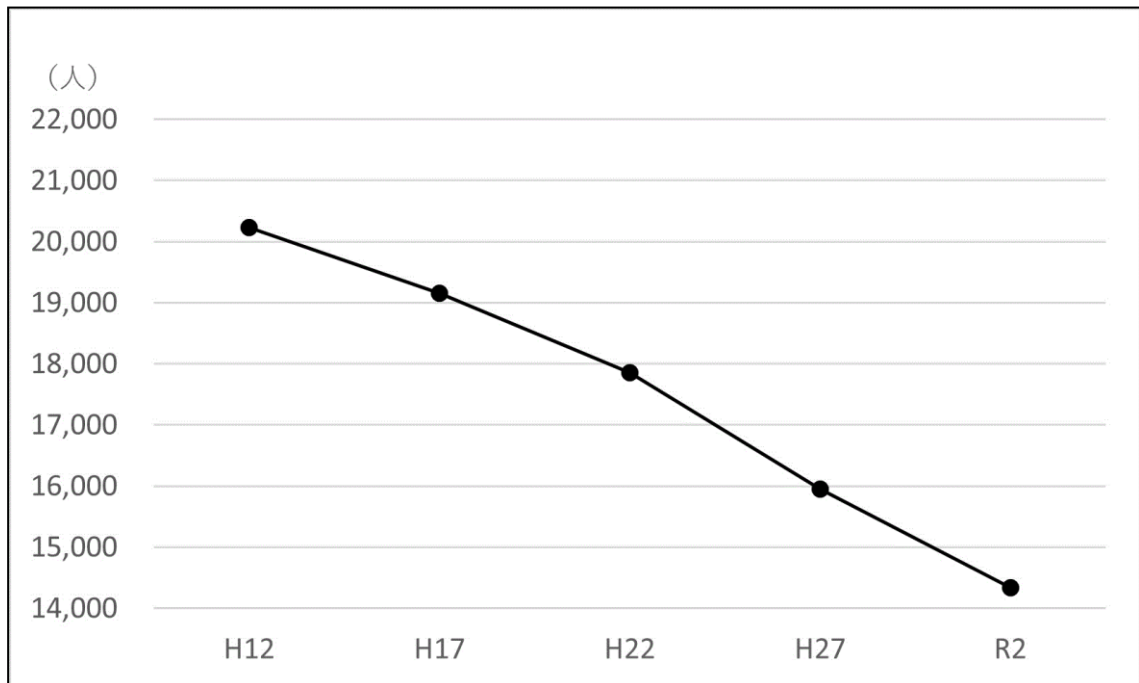
2-3 人口

森町の人口の及び世帯数の推移は、つぎに示すとおりです。

表 総人口の推移

	H12	H17	H22	H27	R2	R2/H12
北海道	5,683,062	5,627,737	5,506,419	5,381,733	5,224,614	0.92
渡島管内	465,479	449,435	427,807	404,798	380,158	0.82
森町	20,233	19,149	17,859	15,946	14,338	0.71

各年国勢調査結果（総務省統計）



各年国勢調査（総務省統計）

第3章 森町で想定される地震による被害状況

3-1 北海道における地震発生の概要

北海道で記録が残っている被害地震は、慶長16年(1611年)の三陸はるか沖地震以来、約400年間に100回以上発生しており、平成元年度以降においても、「平成5年(1993年)釧路沖地震」、「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」、「平成6年(1994年)北海道東方沖地震」、「平成15年(2003年)十勝沖地震」などのほか、平成30年9月に発生した胆振東部地震では、死者44名、負傷者785名、住家全壊491棟、半壊1,818棟、一部損壊47,119棟に及ぶ甚大な被害を受けました(令和7年8月1日現在)

<平成元年以降に発生した道内の主な被害地震>

[北海道地域防災計画(抜粋)]

地域	発 生 年 月 日 地 震 災 害 名	規模 (M)	最大 震度	被 害 状 況
太	平成5年(1993年)1月15日 「平成5年(1993年)釧路沖地震」	7.5	6	釧路地方に被害 死者2、負傷者966、 住家全壊53、半壊254
	平成6年(1994年)10月4日 「平成6年(1994年)北海道東方沖地震」	8.2	6	釧路、根室地方に被害 負傷者436、住家全壊61、半壊348
平	平成15年(2003年)9月26日 「平成15年(2003年)十勝沖地震」	8.0	6弱	太平洋沿岸一帯に被害 不明者2、負傷者847、 住戸全壊116、半壊368
洋	平成16年(2004年)11月29日 (釧路沖の地震)	7.1	5強	釧路、根室、十勝地方に被害、津波 負傷者52、住家全壊1、一部破損4
	平成16年(2004年)12月6日 (釧路沖の地震)	6.9	5強	釧路、根室地方に被害 負傷者12
沿	平成17年(2005年)1月18日 (釧路沖の地震)	6.4	5強	負傷者1
	平成23年(2011年)3月11日 「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」	9.0	4	太平洋沿岸を中心に被害、津波 死者1、負傷者3、 住家半壊4、一部損壊7
岸	平成28年(2016年)6月16日 (内浦湾の地震)	5.3	6弱	負傷者1 住家一部損壊3
	平成5年(1993年)7月12日 「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」	7.8	6	奥尻を中心に大被害、大津波 死者201、不明者28、負傷者323、 住家全壊601、半壊408
内	平成7年(1995年)5月23日 (空知地方中部の地震)	5.9	5	空知、留萌地方を中心に被害 負傷者4、住家一部損壊59
	平成16年(2004年)12月14日 (留萌地方南部の地震)	6.1	5強	留萌地方を中心に被害 負傷者8、住家一部損壊165
	平成30年(2018年)9月6日 「平成30年北海道胆振東部地震」	6.7	7	石狩、胆振地方を中心に被害 死者44、負傷者785、 住家全壊491、半壊1,818、 一部損壊47,119 <small>(R7.8.1現在)</small>

注「規模(M)」欄の数値は、マグニチュードを表す。地震災害名の「」は、気象庁により命名された地震を表す。

このほか、全国では、平成16年の新潟県中越地震、平成17年の福岡県西方沖地震、平成20年の岩手・宮城内陸地震、平成28年の熊本地震、令和6年の能登半島地震、令和7年の青森県東方沖を震源とした地震などの大地震が頻発しています。

このように、大地震はいつでもどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっており、当町においても住宅や建築物の耐震化は、重要な緊急的な課題として、その促進に向けた積極的な取組が必要です。

3-2 森町における地震被害状況

近年、森町に被害を及ぼした地震は、以下のとおりとなっております。

発生年月日 地震災害名	規模 (M)	地域	森町の被害状況
平成5年7月12日 北海道南西沖地震	7.8	町内全域	赤井川。駒ヶ岳地区に地盤の液状化による被害が発生、家屋全壊5棟、半壊7棟、一部破損73棟、人的被害3人、農業用施設17箇所、道路被害8箇所、港湾、漁港の岸壁被害2箇所、商店被害等83店、公共施設被害13箇所、治山施設被害1箇所、その他(森町震度5) (火山地層の液状化という特殊な被害)

3-3 森町における地震発生 の 想定

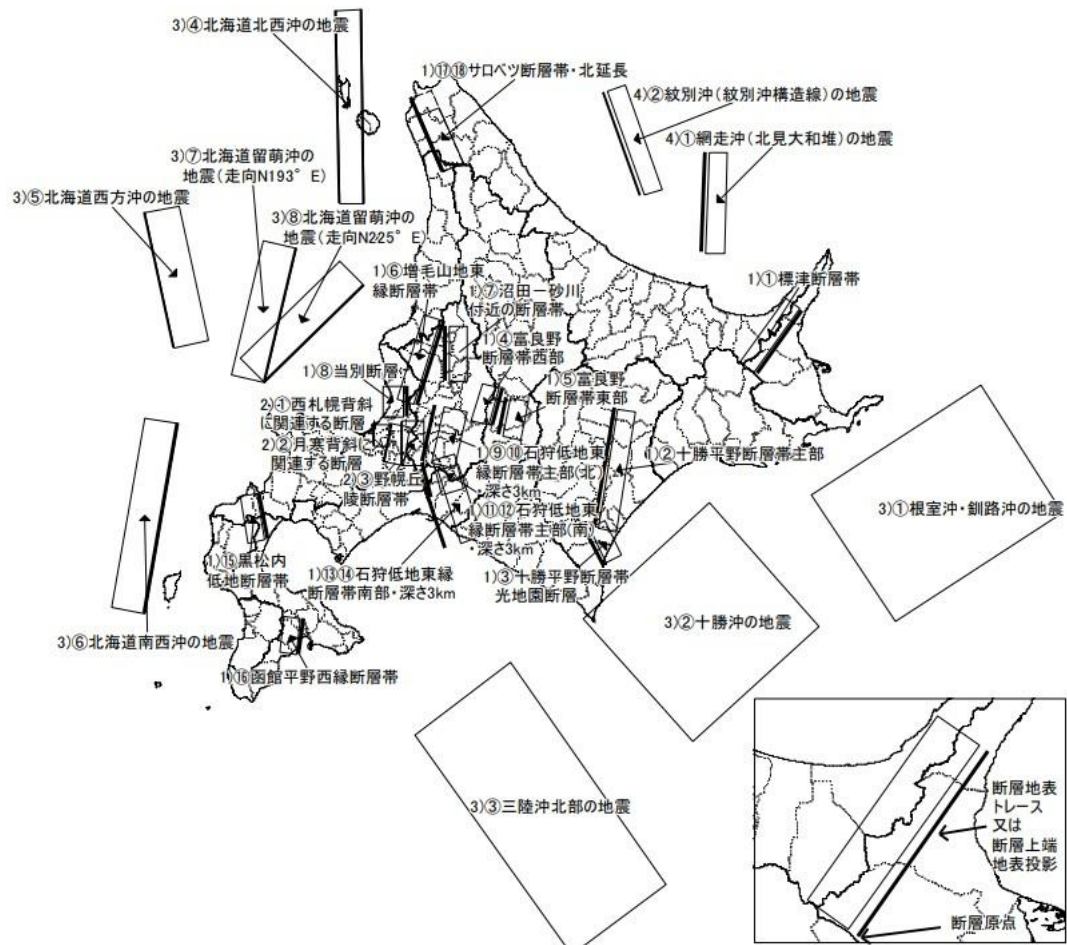
本計画において想定する地震は、北海道における地震として、北海道地域防災計画地震防災計画編(平成14年3月)(以下、「道地域防災計画」という)及び中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」(以下、「中央防災会議の専門調査会」という)において、地震の想定がなされているものを参考にするとともに、近年森町において被害の大きかった、北海道南西沖地震を想定して策定するものであります。また、当町の特徴としては駒ヶ岳活火山を抱えており、火山地域の堆積物の液状化という現象にも、地域性や特殊性のあるものであります。

当町内の人的被害は、下記の表のとおりであり、死亡者は幸いありませんが、建物の倒壊等による重傷者は1名、軽傷者は2名である。又、建物被害のうち、地震動や液状化による被害は、全壊5棟、半壊・一部損壊を含め80棟であります。

表 北海道南西沖地震被害同等を想定 森町「予知なし」(単位：人、棟)

被害区分		被害者数	被害区分		被害棟数
人的 被害	死者	0	建 物 被 害	全 壊	5
	重症者	1		半壊・一部損壊	80
	軽傷者	2			

図 北海道の被害想定の対象検討地震(31 地震 193 断層モデル) : 参考



(北海道地域防災計画(地震・津波防災計画編(令和7年1月)より)

図 北海道の選定した被害想定のある対象地震(24 地震 54 断層モデル) : 参考

対象地震		対象地震	
地震名	断層モデル	地震名	断層モデル
標津断層帯	30_1、45_5	十勝平野断層帯主部	45_2、45_5、30_3
富良野断層帯西部	45_3、30_2、30_5	増毛山地東縁断層帯	30_2、45_1、45_2、45_3、45_4、45_5
沼田－砂川付近の断層帯	45_1、45_2、45_3、45_4、30_3、30_4	当別断層帯	30_2、30_5
石狩低地東縁断層帯主部（北）	45_1、30_1、30_5	石狩低地東縁断層帯主部（北）(深さ3km)	45_2、45_3、45_5、30_2
石狩低地東縁断層帯主部（南）(深さ3km)	45_2、45_5	石狩低地東縁断層帯南部	30_5
石狩低地東縁断層帯南部(深さ3km)	30_2、30_3、30_5	黒松内低地断層帯	45_3、45_4、30_5
函館平野西縁断層帯	45_2、45_3	サロベツ断層帯(断層延長)	30_2、30_3、30_5
西札幌背斜に関連する断層	－	月寒背斜に関連する断層	－
野幌丘陵断層帯	45_1	根室沖・釧路沖	－
十勝沖の地震	－	三陸沖北部	－
北海道北西沖	No. 2、No. 5	北海道南西沖	No. 2
北海道留萌沖(走向N193E)	No. 1	北海道留萌沖(走向N225E)	No. 2

(北海道地域防災計画(地震・津波防災計画編(令和7年1月)より)

第4章 住宅・建築物の耐震化に係る目標

4-1 森町における住宅の耐震現状推計の考え方

住宅総数 8,310 戸を昭和 55 年以前 (3,241 戸) と昭和 56 年以降 (5,069 戸) に区分します。尚、昭和 55 年以前に建設された住宅であっても、一定程度は耐震性を有していると考えられることから、耐震性を有するものの戸数を推計します。推計は昭和 55 年以前ストックの 54.6%(北海道耐震改修促進計画に基づく割合)を耐震性が有するものとして推計します。

表 森町 住宅の耐震現状推計

住宅総数 8,310 戸 (100%)	昭和 56 年以降 5,069 戸 (61.0%)	木造 4,293 戸 (84.7%) 非木造 776 戸 (15.3%)	耐震性を満たす 6,839 戸 (82.3%)
	昭和 55 年以前 3,241 戸 (39.0%)	木造 1,742 戸 (98.4%) 非木造 28 戸 (1.6%)	
			木造 1,447 戸 (98.4%) 非木造 24 戸 (1.6%)

※空家や住宅年代が不詳のストックは昭和 55 年以前と昭和 56 年以降の戸数割合で按分する。

※住宅戸数については、「H30 住宅・土地統計調査」の結果に、「R7 北海道耐震改修促進計画」の住宅数の推移割合を乗じて算定を行った。

4-2 住宅・建築物の耐震化率の設定

当町の住宅の耐震化の状況は、住宅総数 8,310 戸のうち、耐震性がある住宅は 6,839 戸で耐震化率は 82.3%である。

北海道南西沖地震規模の地震による人的被害を半減するためには、減災効果の大きな耐震化に継続的に取り組む必要があり、北海道耐震改修促進計画を踏まえ、住宅の耐震化率は令和 12 年度末までに少なくとも 95%とすることを目標とするとともに、令和 17 年度までには耐震性の不十分な住宅を概ね解消することを目標とします。

※参考資料-13 R7_住宅・建築物の耐震化の現状と目標（国土交通省）参照

※参考資料-14 R7_都道府県別・市区町村別の住宅の耐震化率に関する状況（国土交通省）参照

表 住宅の耐震化の現状と耐震化の目標

	昭和 56 年以降の住宅 ①	昭和 55 年以前の住宅 ②		住宅数 ④ (①+②)	耐震性有住宅数⑤ (①+③)	現状の耐震化率 %⑤/④ (令和 8 年 3 月)	耐震化率の目標% (令和 12 年度末)
		うち耐震性有 ③					
木造	4,293	3,189	1,742	7,482	6,035	80.7	——
非木造	776	52	28	828	804	97.1	——
合計	5,069	3,241	1,770	8,310	6,839	82.3	95.0

4-3 多数利用建築物の耐震化に係る目標

耐震改修促進法第14条第1項第1号に規定している多数の方が利用する建築物（以下「多数利用建築物」という。）の実態調査により下表のとおり、耐震化率は98.11%である。多数利用建築物の耐震化の状況は昭和56年5月以前に建築された9施設のうち町有施設である7施設は全て耐震診断済で、うち耐震改修工事は5施設で実施済みである。耐震改修未実施2施設については、いずれも耐震性が無い状態であるが、うち1施設は建て替え計画により耐震性無しから除外しています。

北海道南西沖地震規模の地震による経済被害額を半減させるためには、減災効果の大きな多数利用建築物の耐震化を継続的に取り組んでいく必要があります。北海道耐震改修促進計画を踏まえ、多数利用建築物の耐震化率を令和12年度末までに概ね解消することを目標とします。多数利用建築物を「災害時の拠点となる建築物」、「不特定多数の者が利用する建築物」、「特定多数の者が利用する建築物」に区分し、それぞれの用途ごとに区分し耐震化に努めることとします。

表 多数利用建築物の耐震化の現状と耐震化の目標（単位：棟）

	昭和56年 6月以降の建 築物 ①	昭和56年5月 以前の建築物 ②		建築物数④ (①+②)	耐震性有 建築物数⑤ (①+③)	現状の耐 震化率% ⑤/④	耐震化率 の目標% (令和12 年度末)
		うち耐震性有 ③					
法14条 第1項 第1号	45	8	7	53	52	98.11	概ね解消
法14条 第1項 第2号	0	0		0	0	0	対象無
法14条 第1項 第3号	0	1	0	1	0	0	概ね解消
合 計	45	9	7	54	52	96.30	概ね解消

※参考資料-1 森町 多数利用建築物の耐震化の現状と耐震化の目標(施設名別)参照

参考資料-2 多数利用建築物一覧表参照 ※耐震改修促進法に基づく

参考資料-15 R7_耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の進捗状況(国土交通省)参照

4-4 優先的に耐震化すべき公共建築物

優先的に着手すべき建築物は、次のとおりとします。

1. 耐震改修促進法の特定建築物
2. 地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる役場庁舎、学校教育施設・避難所として利用する各種集会施設及び福祉施設等災害時防災時、特に重要な既存建築物

※参考資料-3 森町指定緊急避難場所一覧 参照

3. 民間木造住宅等

第5章 住宅・建築物の耐震促進に向けた施策

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

町は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、支援制度の内容や方法の説明などを行える相談窓口の開設を行います。

5-1 耐震化の促進に向けた施策

災害に対して建築物の倒壊から命を守る等の本計画の目的達成と住宅・建築物の耐震化の目標達成に向けて、次の施策を基本とし、国の住宅・建築物耐震改修事業等の活用と、北海道と連携を図りながら、効果的、効率的な施策を展開します。

- (1) 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
- (2) 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備

なお、耐震化の促進に向けた施策の内容については、国土交通省ホームページ「住宅・建築物の耐震化について」に掲載されており、耐震化の促進や各種制度の利用について確認することができます。



国土交通省ホームページ
「住宅・建築物の耐震化について」

5-2 耐震化の促進に向けた施策の内容

- (1) 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

当町では、住宅や建築物の所有者に対して、地震に対する安全性確保の重要性を認識してもらうとともに、耐震診断や耐震改修の必要性や有効性について普及啓発を図ります。

- ① パンフレットやインターネットを活用した普及啓発

住宅・建築物の耐震化の促進に向けた一般向けのパンフレットや多数利用建築物の所有者向けのリーフレット、インターネットによる情報について、北海道等からの情報提供をもとに町民へ周知し、耐震化の重要性などについての普及啓発に努めます。尚、普及啓発のための参考資料を次のとおり示します。

- ・森町揺れやすさマップ（北海道立総合研究機構(道総研)提供)

※参考資料-4 森町揺れやすさマップ 参照

- ・戸建て木造住宅の無料耐震診断【簡易診断】(北海道 渡島総合振興局)

※参考資料-5 地震からわが家を守ろう 戸建て木造住宅の無料耐震診断のご案内 参照

- ・森町木造住宅耐震改修等補助概要

※参考資料-6 参照

- ・誰でもできるわが家の耐震診断（国土交通省住宅局・財団法人日本建築防災協会）

※参考資料-7 誰でもできるわが家の耐震診断 参照

② 出前講座、セミナー等の開催による普及啓発

耐震診断・耐震改修の重要性や必要性に関する知識の普及を図るため、北海道と連携し地震防災セミナーの開催や、高齢者世帯への働きかけを目的とした出前講座を重点的に開催します。

また、学校や地域で開催される防災学習会など防災教育の場において、北海道の防災担当部局や教育機関と連携して、建築物の耐震化に関する知識の普及に努めます。

リフォーム工事や増改築は、耐震改修を実施する好機であることから、これらの工事と合わせて耐震改修が行われるよう、一般向けのリフォームセミナー等を活用して、所有者に対する耐震化の普及啓発を図ります。

③ 地域における耐震化の取組の推進

耐震化の取組は、住宅・建築物の所有者等が自らの問題として認識することに加え、地域の問題として捉え、地域防災対策の普及・啓発を推進していくことが効果的です。

町内会等は地域の災害対応において重要な役割を果たすとともに、平時においても、地震時の危険箇所点検、過去の地震被害の伝承、耐震化の啓発活動などへの取組が期待されます。

町では、地域に根ざした専門家、町内会、自主防災組織、特定非営利法人（NPO）等との連携を図り、地域単位の幅広い取組を支援する施策を講じることとし、北海道からの情報提供により、住宅・建築物の耐震化促進に向けたパンフレットなどの配布や必要な情報の提供などを通じて地域における様々な耐震化への取組を推進します。

(2) 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備

町では、耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や、耐震診断・改修に関する相談体制の充実などの環境整備に努めます。

① 住宅の耐震化の促進

ア 住宅の耐震診断の促進

耐震診断は、所有者が耐震改修の必要性を判断する上で重要な調査であり、防災意識の向上や地震に対する不安解消に寄与します。

町では、渡島総合振興局において実施している戸建て木造住宅を対象とした無料耐震診断の利用促進に向けて、町民に耐震化の重要性を認識していただくなどして、引き続き耐震診断の実施の促進に努めます。昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日に建築された新耐震基準の在来軸組構法の木造住宅についても、耐震性能の検証実施に努めるよう、所有者等に対し無料耐震診断等を活用して周知、実施を促します。

また、国の補助制度を活用して、耐震診断費用を補助する取り組みについて、町独自の制度についても検討を進めていきます。

イ 住宅の耐震改修の促進

北海道では、国の補助制度を活用して、耐震改修費用を補助する市町村に対する補助制度を設けています。令和 7 年度から、安価な耐震改修工法を補助対象として追加し、耐震改修の一層の促進を図っています。

当町においても、「森町木造住宅耐震改修等補助金」を創設しており、耐震改修への取り組みを促進していきます。

ウ 所有者のニーズに合わせた耐震改修の促進

耐震改修の促進にあたっては、建築物のライフサイクルや所有者の高齢化など様々な現状を踏まえ、安価な耐震改修工事や高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震改修に関する融資制度の利用を提案していきます。

また、省エネ改修やバリアフリー改修工事と耐震改修を一体的に行った場合のメリット等に関する情報提供を行うなど、関連事業者と連携し耐震改修を促進します。

住宅の耐震化が早期に実現するよう、建築物の所有者のニーズに合わせ、必要な情報を提供します。

※参考資料-16 【リ・バース 60】耐震改修利子補給制度のお知らせ（住宅金融支援機構） 参照

② 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物の耐震化の状況

地方公共団体が所有する多数利用建築物（以下「特定公共建築物」という。）は、速やかに耐震診断及び耐震改修を実施し、耐震化を進めていく必要があります。

道内の特定公共建築物の耐震化率は、令和 2 年 3 月時点で、95.3%（道 99.8%、市町村 94.4%）であったものが、令和 7 年 3 月時点では、97.0%（道 100%、市町村 96.3%）となっており、5 年間で、道が約 0.2 ポイント、市町村では約 1.9 ポイント上昇しており、道内における公共建築物の耐震化は着実に進んで

います。

当町における公共建築物の耐震化率は、令和2年度時点で、95.5%であったものが、令和7年度時点では97.7%に上昇しています。

今後は、耐震診断が義務化されていない公共施設についても耐震化を促進していきます。

③ その他の地震時の安全対策の推進

ブロック塀等の倒壊防止対策

地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて、点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を遵守させるなど、安全性の確保について指導します。

地震対策推進条例第15条第4項の緊急輸送路の指定済み路線については、緊急性に鑑み必要に応じて北海道と協議し対応していきます。

※参考資料-8 ブロック塀等の安全確保対策について（国土交通省） 参照

※参考資料-9 ブロック塀等の点検のチェックポイント（国土交通省） 参照

※参考資料-10 ブロック塀安全確保啓発チラシ（一般財団法人日本建築防災協会） 参照

※参考資料-11 森町緊急輸送道路（北海道指定） 参照

④ 耐震診断・改修に係る相談体制の充実

当町では、建設課を相談窓口として各種相談や、国や道の補助事業の内容の説明を行い普及啓発に努めます。なお、技術的な相談は渡島振興局建設指導課、また、一般財団法人北海道建築指導センターにおいては、専門家による技術相談・法律相談を行っており、一般社団法人北海道建築士事務所協会においては、有料で現地調査も含めた技術相談を行っています。引き続き相談への対応をしていくとともに、ホームページなどで積極的な周知を行い、相談窓口や建築関係団体の技術相談等との連携を図るように努めます。

5-3 道、市町村等関係団体との連携

各種地震の被害の状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散対策、大規模空間を持つ天井の崩落する恐れのある建物を把握するとともに、建物所有者等に必要な対策を講じるよう今後も引き続き指導していきます。

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の応急危険度判定が必要な場合は、町は北海道と連携し判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じます。

5-4 計画の見直し

本計画は、適宜必要に応じ見直しを行います。

法	用途	施設名	S56.6以降 (新耐震)		S56.5以前 (旧耐震)		建築物数 ①	耐震性有 (新耐震+耐震改修済)		建築物数 ②	耐震化率(%) ②/①	耐震化(未)	備考	耐震化率の目標 (令和7年度末)					
			公共	民間	公共	民間		公共	民間										
法 14 条 1 項 第 一 号 多 数 利 用 建 築 物	災害 の 拠 点 と な る 建 築 物	森中学校・校舎			1		23	1		22	95.7%								
		森中学校・屋体			1			1					H23耐震化						
		砂原中学校・校舎			1			1					H23耐震化						
		砂原中学校・屋体			1			1					H23耐震化						
		森町公民館			1			1					建替え計画あり						
		森町砂原支所			1								1	H24診断					
		森町営体育館			1			1						H27耐震化					
		濁川小学校・校舎	1					1											
		濁川小学校・屋体	1					1											
		鷺ノ木小学校・校舎	1					1											
		鷺ノ木小学校・屋体	1					1											
		森小学校・校舎	1					1											
		森小学校・屋体	1					1											
		さわら小学校・校舎	1					1											
		さわら小学校・屋体	1					1											
		サン・ビレッジ森	1					1											
		ふるさと交流館	1					1											
		森町国民健康保険病院	1					1											
		つど〜る・プラザ・砂原	1					1											
		森町防災センター(森消防)	1					1											
		ゴミ運搬中継施設(リサイクルプラザ)	1					1											
		グリーンピア大沼			1							1							
		森高等学校	1					1											
		小計			15	1		7	0			23	21	1	22	95.7%	1		
				公共建築物	15	—		7	—			22	21	—	21	95.5%	1		概ね解消
				民間建築物	—	1		—	0			1	—	1	1	100.0%	0		
		利 不 用 特 定 す る 多 数 利 用 建 築 物 者 が	飲食店、ホテル、旅館等	道南ロイヤル森ヶアセンター		1								1					
渡島信用金庫				1					1										
青雲の森				1					1										
向内科				1					1										
ルーストン				1					1										
駅前のビル				1					1										
豊生園				1					1										
小計		0	7	0	0	7	0	7	7	7	100.0%	0							
		公共建築物	0	—	0	—	0	0	—	0	100.0%	0		概ね解消 (解消済)					
		民間建築物	—	7	—	0	7	—	7	7	100.0%	0							
特 定 多 数 の 者 が 利 用 す る 建 築 物	賃貸住宅(共に限る)、 寄宿舍、下宿、事務所、 工場等	砂原漁協	1					1											
		JR社宅				1			1					建替え計画あり					
		みどりヶ丘団地1号棟	1						1										
		みどりヶ丘団地2号棟	1						1										
		みどりヶ丘団地3号棟	1						1										
		みどりヶ丘団地4号棟	1						1										
		みどりヶ丘団地5号棟	1						1										
		みどりヶ丘団地6号棟	1						1										
		みどりヶ丘団地7号棟	1						1										
		みどりヶ丘団地8号棟	1						1										
		みどりヶ丘団地9号棟	1						1										
		みどりヶ丘団地10号棟	1						1										
		みどりヶ丘団地11号棟	1						1										
		みどりヶ丘団地12号棟	1						1										
		みどりヶ丘団地13号棟	1						1										
		みどりヶ丘団地14号棟	1						1										
		みどりヶ丘団地15号棟	1						1										
		度抗崎団地A棟	1						1										
		度抗崎団地B棟	1						1										
		度抗崎団地C棟	1						1										
		度抗崎団地E棟	1						1										
		度抗崎団地F棟	1						1										
度抗崎団地G棟	1						1												
小計		22	0	0	1	23	22	1	23	100.0%	0								
		公共建築物	22	—	0	—	22	22	—	22	100.0%	0		概ね解消					
		民間建築物	—	0	—	1	1	—	1	1	100.0%	0							
合計			45		8		53	52		52	98.11%	1							
第 二 号	危険物の貯蔵場又は処理場の 用途に供する建築物	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—		対象なし				
		公共建築物	0	—	0	—	0	0	—	0	—	—	0						
		民間建築物	—	0	—	0	0	—	0	0	—	—	0						
合計		0		0		0	0		0	0	—	—							
第 三 号	通行障害建築物	高佐土建				1						1							
		小計	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0.0%	1						
		公共建築物	0	—	0	—	0	0	—	0	—	—	0						
		民間建築物	—	0	—	1	1	—	0	0	0	0.0%	1						
合計		0		1	1	0	0	0	0	—	1								
合 計		小計	37	8	7	2	54	43	9	52	96.3%	2		概ね解消					
		公共建築物	37	—	7	—	44	43	—	43	97.7%	1							
		民間建築物	—	8	—	2	10	—	9	9	90.0%	1							

＜多数利用建築物等一覧表＞

用 途		多数利用建築物 (法第14条)	耐震診断義務付 対象建築物 (法附則第3条)
学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前段階課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む。)	階数2以上かつ3,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む。)
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設			
病院、診療所			
劇場、観劇場、映画館、演芸場			階数3以上かつ5,000㎡以上
集会場、公会堂			
展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上	
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館			
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿			
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館			
遊技場			
公衆浴場			階数3以上かつ5,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料亭、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）			
車両の停車場又は乗降若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			階数3以上かつ5,000㎡以上
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数1以上かつ5,000㎡以上で敷地境界線から一定距離以内で存在する建築物

参考資料-3 森町指定緊急避難場所一覧

NO	施設・場所名	住所	施設	場所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類							指定避難 所との重 複	想定収容 人数 (1.5㎡ あたり1人)	
						洪水	崖崩 れ、土 石流及 び地滑 り	高潮	地震	津波	大規模 な火事	内水氾 濫			火山現 象
1	旧赤井川小学校グラウンド	字赤井川117-1		1	☎ 2-2181(契約管理課)				●						1,666
2	駒ヶ岳小学校	字駒ヶ岳453	1		☎ 5-2243 ☎ 3-3640(学校教育課)		●				●			●	403
3	駒ヶ岳小学校グラウンド	字駒ヶ岳452-2		1	☎ 5-2243 ☎ 3-3640(学校教育課)		●		●		●				3,266
4	尾白内小学校	字尾白内町948	1		☎ 2-2389 ☎ 3-3640(学校教育課)						●				636
5	尾白内小学校グラウンド	字尾白内町948		1	☎ 2-2389 ☎ 3-3640(学校教育課)				●		●				1,400
6	尾白内運動広場	字尾白内町929-1・2		1	☎ 3-3640(学校教育課)				●		●				6,000
7	尾白内南部生活改善センター	字尾白内町1046	1		☎ 2-0938 ☎ 7-1084(住民生活課)	●						●		●	65
8	森町農業集落センター	字白川38	1		☎ 2-0993 ☎ 7-1084(住民生活課)	●						●		●	65
9	森町漁村センター	字港町185-3	1		☎ 2-7373 ☎ 7-1084(住民生活課)		●							●	135
10	森町公民館	字御幸町132	1		☎ 2-2186		●						●	●	520
11	森小学校	字清澄町27-1	1		☎ 2-2113 ☎ 3-3640(学校教育課)	●			●		●	●	●	●	1,550
12	森小学校グラウンド	字清澄町27-1		1	☎ 2-2113 ☎ 3-3640(学校教育課)				●		●				3,266
13	みどりヶ丘会館	字上台町330	1		☎ 2-6038 ☎ 7-1084(住民生活課)		●	●		●				●	84
14	森町上台地区活性化支援センター	字上台町326-18	1		☎ 2-1300 ☎ 7-1084(住民生活課)	●	●	●		●		●		●	119
15	森町民体育館	字清澄町24-2	1		☎ 2-1234	●		●	●	●		●	●	●	819
16	サンビレッジ森	字清澄町25-6	1		☎ 2-3249 ☎ 2-1234(体育課)	●		●	●	●	●	●	●	●	519
17	森川・堀川生活改善センター	字森川町208	1		☎ 2-1696 ☎ 7-1084(住民生活課)	●	●		●		●			●	99
18	道の駅YOU・遊・もり	字上台町326-18	1		☎ 8-2828 ☎ 7-1284(商工労働観光課)				●						101
19	森中学校	字上台町326-1	1		☎ 2-2406 ☎ 3-3640(学校教育課)	●			●		●	●	●	●	1,315
20	森中学校グラウンド	字上台町326-1		1	☎ 2-2406 ☎ 3-3640(学校教育課)				●		●				13,333
21	常盤福祉会館	字常盤町97-2	1		☎ 2-4883 ☎ 7-1084(住民生活課)	●		●		●		●		●	101
22	鷺ノ木小学校	字鳥崎町195	1		☎ 2-2069 ☎ 3-3640(学校教育課)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	427
23	鷺ノ木小学校グラウンド	字鳥崎町195-6		1	☎ 2-2069 ☎ 3-3640(学校教育課)				●						2,800
24	鷺ノ木生活館	字富士見町109	1		☎ 2-0809 ☎ 7-1084(住民生活課)	●		●		●		●		●	99
25	鷺ノ木史跡公園会館	字鷺ノ木町168-1	1		☎ 2-0969 ☎ 2-2186(社会教育課)		●							●	16
26	石谷小学校	字蛸谷町153	1		☎ 2-2714 ☎ 3-3640(学校教育課)	●	●	●	●	●		●		●	291
27	石谷小学校グラウンド	字蛸谷町153・155		1	☎ 3-3640(学校教育課)				●						2,133
28	石倉小学校	字石倉町283	1		☎ 7-3301 ☎ 3-3640(学校教育課)	●	●	●	●	●		●		●	295
29	石倉小学校グラウンド	字石倉町280-1		1	☎ 3-3640(学校教育課)				●						1,000
30	濁川小学校	字濁川201	1		☎ 7-3004 ☎ 3-3640(学校教育課)	●	●		●		●	●		●	379
31	濁川小学校グラウンド	字濁川201-1		1	☎ 7-3004 ☎ 3-3640(学校教育課)				●		●				1,400
32	濁川活性化センター	字濁川236-2	1		☎ 7-3070 ☎ 7-1084(住民生活課)	●	●					●		●	82
33	さわやかセンター・砂原	字砂原西4丁目234-4	1		☎ 8-2380 ☎ 8-3111(砂原支所)			●		●				●	204
34	砂原中学校	字砂原2丁目188-14	1		☎ 8-2012 ☎ 3-3640(学校教育課)		●	●	●	●	●			●	797
35	さわら小学校	字砂原1丁目41-1	1		☎ 8-4123 ☎ 3-3640(学校教育課)		●	●	●	●	●			●	803
36	さわら幼稚園	字砂原1丁目27-2	1		☎ 8-2462 ☎ 3-3640(学校教育課)		●		●		●			●	152
37	森町砂原公民館	字砂原1丁目31-3	1		☎ 8-3190(生涯学習課)		●				●			●	830
38	道の駅つど〜る・プラザ・さわら	字砂原2丁目358-1 他	1		☎ 8-2828 ☎ 7-1284(商工労働観光課)				●						319
39	森町総合運動公園	字砂原1丁目22-1 他		1	☎ 8-3190(生涯学習課)		●		●		●				10,133
40	砂原特別母と子の家	字砂原3丁目35	1		☎ 8-2264 ☎ 8-3111(砂原支所)			●		●					62
41	森町ふれあいの森	字砂原3丁目242	1		☎ 8-5562 ☎ 8-3190(生涯学習課)			●		●					631
42	森町郷土館	字砂原4丁目147	1		☎ 8-2967 ☎ 8-3190(生涯学習課)		●	●		●				●	138
43	彦洞集落センター	字砂原5丁目140	1		☎ 8-2780 ☎ 8-3111(砂原支所)		●							●	116
44	開拓会館	字砂原東4丁目1-106	1		☎ 8-3494 ☎ 8-3111(砂原支所)	●		●		●		●		●	49

参考資料 4 森町 揺れやすさマップ

(1) 揺れやすさマップとは

「揺れやすさマップ」とは、地域に考えられる想定地震を設定し、評価する地域単位毎にまとめた地盤情報などを元にして、計算された地震の揺れの大きさの分布（震度分布）を表すものです。ここでは大字・町丁目界を表示単位として震度を示すマップを作成しています。

(2) 想定地震の概要

揺れやすさマップ作成のため、震度を評価するために設定した地震は、海溝型地震が主である北海道地域防災計画、中央防災会議で想定された**8 想定地震**（図1、表1）、内陸活断層である地震調査研究推進本部の**12 想定地震**（図2、表2）です。

また、中央防災会議では、地震に対応する活断層が地表で認められていない規模の上限として、①過去の事例（マグニチュード6.5以下はほとんどみられない、6.8はみられないものもある）や、②防災上の観点（全ての地域で何時地震が発生するか分からないとして防災対策上の備えが必要）から、マグニチュード6位の最大である6.9を想定しています。ここでは中央防災会議と同様に、**全国どこでも起こりうる直下の地震**として、全ての評価単位（500mメッシュ）の直下にマグニチュード6.9の地震を想定します。

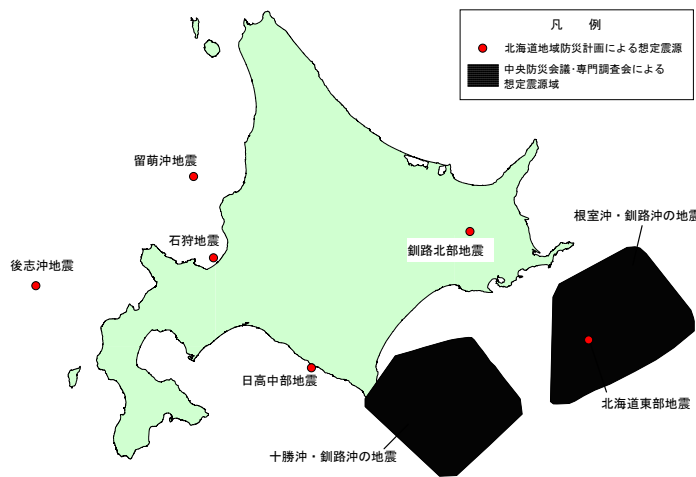


図1 北海道、中央防災会議の想定地震の位置

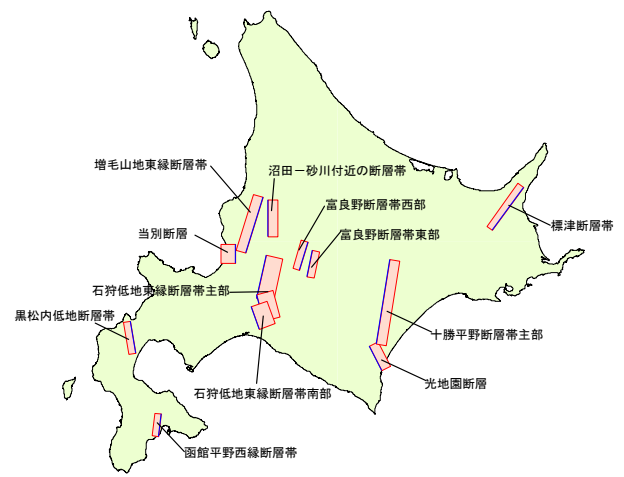


図2 地震調査研究推進本部の想定地震の位置

表1 北海道、中央防災会議の想定地震の概要

地震名称	位置(旧測地系)	マグニチュード
石狩地震	点震源:北緯 43.25 度 東経 141.25 度	M 6.75
北海道東部地震	点震源:北緯 42.5 度 東経 146 度	M 8.25
釧路北部地震	点震源:北緯 43.5 度 東経 144.5 度	M 6.5
日高中部地震	点震源:北緯 42.25 度 東経 142.5 度	M 7.25
留萌沖地震	点震源:北緯 44 度 東経 141 度	M 7.0
後志沖地震	点震源:北緯 43 度 東経 139 度	M 7.75
十勝沖・釧路沖の地震*	面震源:図1中の断層領域	M 8.2
根室沖・釧路沖の地震*	面震源:図1中の断層領域	M 8.3

表2 地震調査研究推進本部の想定地震の概要

断層の名称	断層モデル	マグニチュード	断層長さ	断層幅	傾斜角
標津断層帯	標津断層帯	M 7.7	53 km	14 km	北西 60 度
十勝平野断層帯	十勝平野断層帯主部	M 8.0	84 km	20 km	東 60 度
	光地園断層	M 7.2	27 km	20 km	東 60 度
富良野断層帯	富良野断層帯西部	M 7.2	29 km	14 km	西 60 度
	富良野断層帯東部	M 7.2	27 km	14 km	東 60 度
増毛山地東縁断層帯	増毛山地東縁断層帯	M 7.8	58 km	20 km	西 60 度
	沼田一砂川付近の断層帯	M 7.5	37 km	20 km	東 60 度
当別断層	当別断層	M 7.0	19 km	19 km	西 40 度
石狩低地東縁断層帯	石狩低地東縁断層帯主部	M 8.0*	44+27km	24 km	東 45 度
	石狩低地東縁断層帯南部	M 7.1	24 km	24 km	東 45 度
黒松内低地断層帯	黒松内低地断層帯	M 7.3	32 km	32 km	西 60 度
函館平野西縁断層帯	函館平野西縁断層帯	M 7.3	22 km	22 km	西 60 度

※ Mw7.3 の換算値

(3) 震度計算結果

(1) の想定地震に基づき、地震動の経験的な評価手法を用いた震度の計算結果(役場周辺を代表震度)を表3、4に示します。

表3 北海道、中央防災会議の想定地震による震度(役場周辺)

想定地震名	石狩地震	北海道東部地震	釧路北部地震	日高中部地震	留萌沖地震	後志沖地震	十勝沖・釧路沖の地震	根室沖・釧路沖の地震
計測震度(役場周辺)	3.3	2.4	1.1	3.6	2.9	4.1	4.2	2.8

表4 地震調査研究推進本部の想定地震による震度(役場周辺)

断層の名称	標津断層帯	十勝平野断層帯主部		富良野断層帯		増毛山地東縁断層帯		当別断層	石狩低地東縁断層帯		黒松内低地断層帯	函館平野西縁断層帯
		十勝平野断層帯主部	光地園断層	富良野断層帯西部	富良野断層帯東部	増毛山地東縁断層帯	沼田一砂川付近の断層帯		石狩低地東縁断層帯主部	石狩低地東縁断層帯南部		
計測震度(役場周辺)	2.2	3.5	2.8	3.0	3.0	3.8	3.3	3.2	4.1	3.6	4.8	5.4

ただし、気象庁の震度階級と計測震度との関係は以下の通りです。

気象庁の震度階級	震度4以下	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
計測震度	—4.4	4.5—4.9	5.0—5.4	5.5—5.9	6.0—6.4	6.5—

(4) 市町村揺れやすさマップ

(3) で計算した震度をもとに、

- ① 海溝型地震が主である北海道、中央防災会議の地震で最大震度となる地震の揺れやすさマップを図3に示します。
- ② 内陸活断層である地震調査研究推進本部の地震で最大震度となる地震の揺れやすさマップを図4に示します。
- ③ 全国どこでも起こりうる直下の地震による揺れやすさマップを図5に示します。

作成した揺れやすさマップは、全道を500mメッシュ(約500m角の正方形)に分割し、メッシュ毎に計算した震度を大字・町丁目界に置き換えて表示したものです。大字・町丁目界の震度は、重なるメッシュのうち最大の震度を代表値と示しているため、大字・町丁目界全域が表示される震度で揺れる訳ではないことに注意してください。

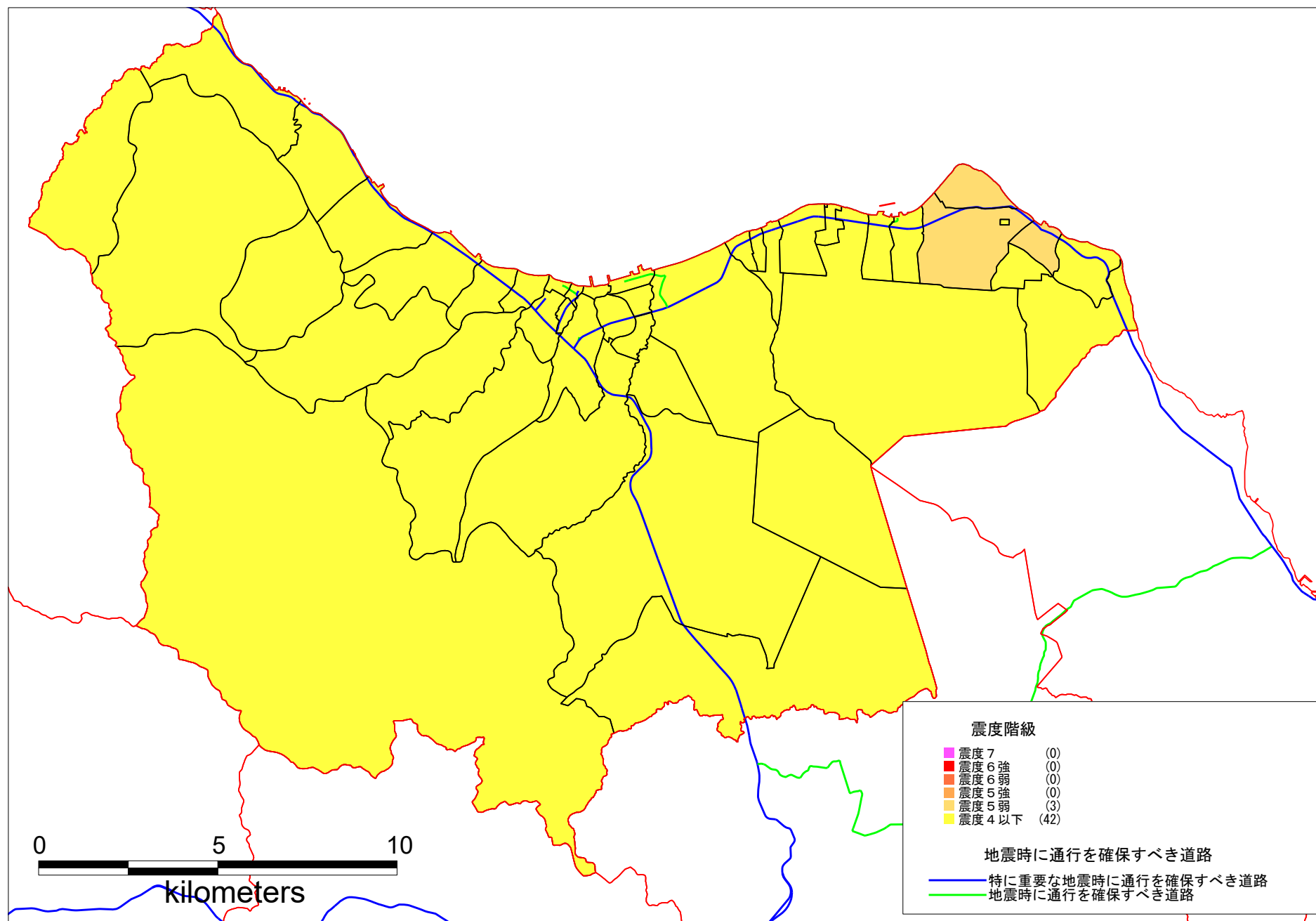


図3 十勝沖・釧路沖の地震（森町）

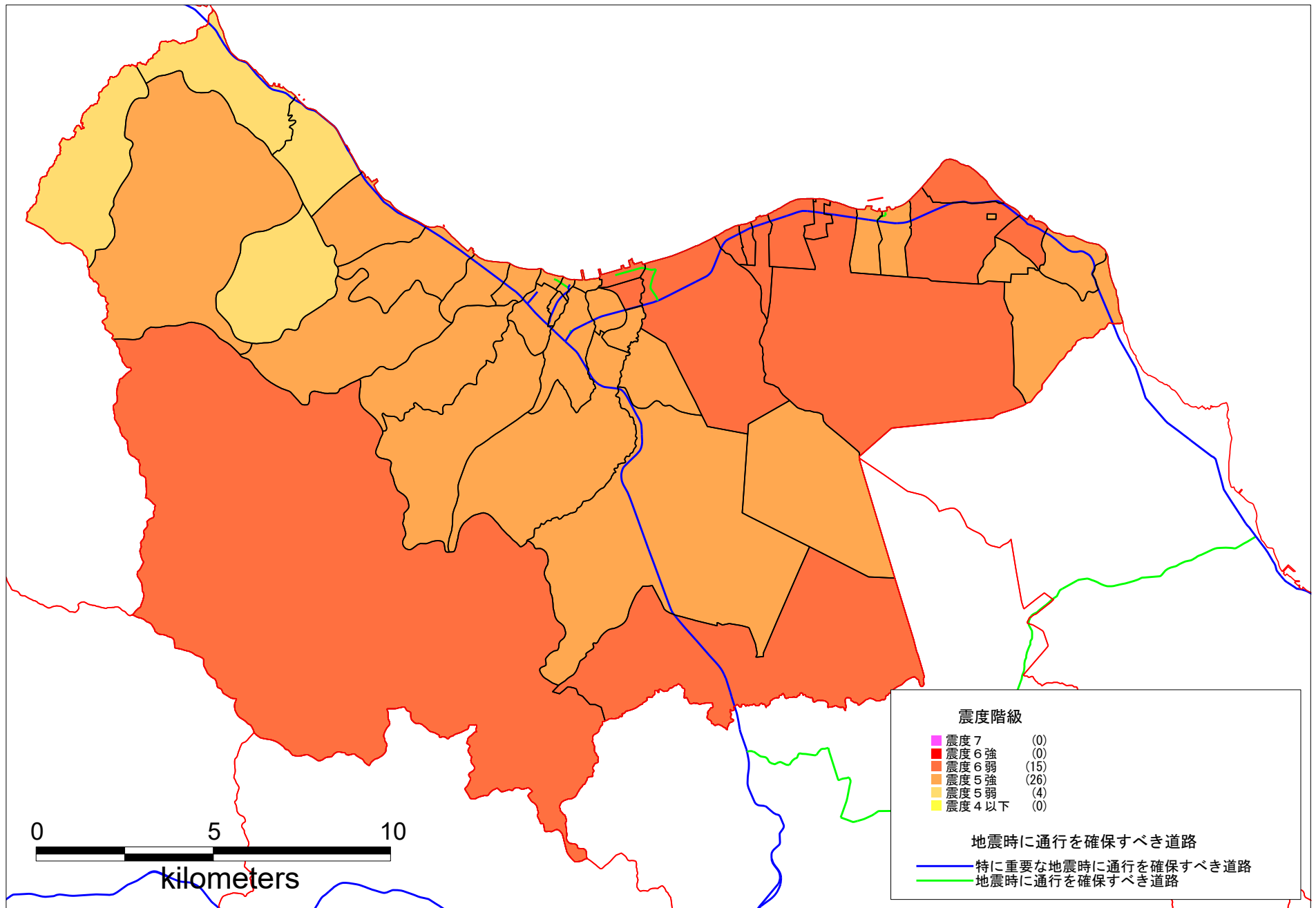


図4 函館平野西縁断層帯による地震（森町）

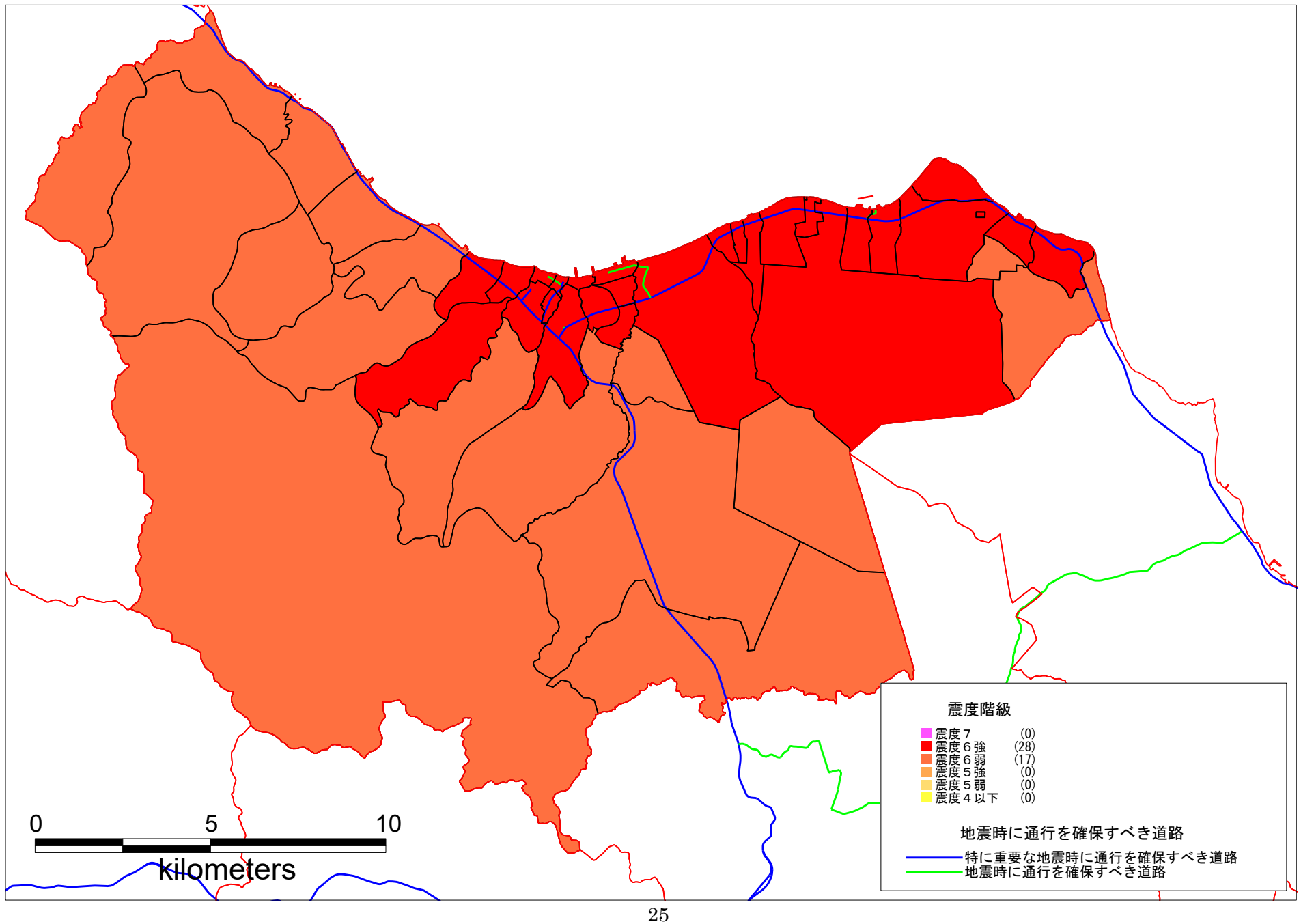


図5 全国どこでも起こりうる直下の地震（森町）

地震からわが家を守ろう

戸建て木造住宅の無料耐震診断のご案内

道では、道民の方々の地震に対する不安の解消と住宅の耐震改修等を促進するため、戸建て木造住宅を対象とした無料耐震診断を実施しています。是非、ご活用ください。

○ 対象住宅

- ・ 2階建て以下で延べ床面積が500平方メートル以下の戸建て木造住宅。
- ・ 申請者が当該戸建て木造住宅を所有又は居住していること。
- ・ 建築年次は問わない。

〔 昭和56年5月以前に建築確認申請をされた建築された住宅については、建築基準法が規定する耐震基準が現行の基準ではないことから、耐震性が不足する場合があります。 〕

○ 診断方法

- ・ 現地調査は行いません。
- ・ 耐震状況については、住宅の図面と申請者からの申し出により診断します。

○ 申込及び診断の実施

- ・ あらかじめ耐震診断申込書を住宅が所在する(総合)振興局建設指導課へ郵送又はFAX送信し、事前に受付けを行ってください。(地元市町村の担当課へ持参していただいても構いません。)
- ・ 申込書は、このリーフレットの裏面又は北海道建設部住宅局建築指導課のホームページの「戸建て木造住宅の無料耐震診断のご案内」のサイトからダウンロードできます。
- ・ 耐震診断は、(総合)振興局建設指導課又はご希望により(総合)振興局職員が住宅の所在する市町村にお伺いして実施します。
- ・ 耐震診断の際は、住宅の図面(仕上げ表、寸法の記入のある各階平面図で筋かい等の位置及び仕様の分かるもの)のコピーを持参してください。申込書及び図面にに基づき住宅の状況について聞き取り調査を行います。
- ・ 耐震診断の結果は、後日、お知らせします。

○ お問い合わせ先

- ・ 住宅の所在地である(総合)振興局建設指導課へお問い合わせください。
- ・ その他の耐震診断に関するお問い合わせは、北海道建設部住宅局建築指導課建築安全係へお問い合わせください。

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 TEL:011-204-5097

耐震診断申込書

(〇〇総合振興局・〇〇振興局) 建設指導課長 様

申込日 令和 年 月 日

申 込 者	住 所	
	氏 名	
	申込者の要件	<input type="checkbox"/> 住宅の所有者 <input type="checkbox"/> 住宅の居住者
	連絡先	電話
住 宅	所在地	(申し込み住所と異なる場合のみ記入してください)
	完成年	<input type="checkbox"/> (昭和 ・ 平成 ・ 令和) 年 <input type="checkbox"/> 西暦 年
	所有者名	(申込者と異なる場合のみ記入してください)

必要書類	<input type="checkbox"/> 耐震診断申込書 (様式 1—2 とも) <input type="checkbox"/> 住宅の図面 (仕上げ表、寸法の記入のある各階平面図で筋かい等の位置及び仕様のわかるもの) <input type="checkbox"/> 診断結果の郵送を希望する場合は返信用封筒 (宛名記入+切手)
結果報告方法	<input type="checkbox"/> 来庁 令和 年 月 日 午前・午後 時 <input type="checkbox"/> 郵送

※ 様式 1—2 も記載願います。

老朽度の調査部位と診断項目

部位		材料、部材等	対象の有 無	劣化事象	劣化の有 無
屋根、葺き材		金属板		変退色、さび、さび穴、ずれ、めくれがある	
		瓦・スレート		割れ、欠け、ずれ、欠落がある	
樋		軒・呼び樋		変退色、さび、割れ、ずれ、欠落がある	
		縦樋		変退色、さび、割れ、ずれ、欠落がある	
外壁 仕上げ		木製版、合板		水浸み痕、こけ、割れ、抜け節、じれ、腐朽がある	
		窯業系サイディング		こけ、割れ、ずれ、欠落、シール切れがある	
		金属サイディング		変退色、さび、さび穴、ずれ、めくれ、目地空き、シール切れがある	
		モルタル		こけ、0.3mm以上の亀裂、剥落がある	
露出した躯体				水浸み痕、こけ、腐朽、蟻道、蟻害がある	
バルコニー	手すり壁	木製板、合板		水浸み痕、こけ、割れ、抜け節、じれ、腐朽がある	
		窯業系サイディング		こけ、割れ、ずれ、欠落、シール切れがある	
		金属サイディング		変退色、さび、さび穴、ずれ、めくれ、目地空き、シール切れがある	
		外壁との接合部		外壁面との接合部に亀裂、隙間、緩み、シール切れがある	
	床排水			壁面を伝って流れている、または排水の仕組みがない	
内壁	一般室	内壁、窓下		水浸み痕、はがれ、亀裂、カビがある	
	浴室	タイル壁		目地の亀裂、タイルの割れがある	
		タイル以外		水浸み痕、変色、亀裂、カビ、腐朽ち、蟻害がある	
床	床面	一般室		傾斜、過度の振動、床鳴りがある	
		廊下		傾斜、過度の振動、床鳴りがある	
	床下			基礎の亀裂や床下部材に腐朽、蟻道、蟻害がある	

※わかる範囲で記入して下さい。

参考資料-6

森町木造住宅耐震改修等補助金 概要

事業の目的

森町では、町内の建築物の耐震化を図り、地震による住宅の倒壊の被害から町民の生命、身体及び財産を保護し、安全・安心な生活を確保することを目的とし、耐震診断費や耐震改修工事費用の一部の補助を行います。

■耐震診断とは

財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法による診断をいいます。

■耐震改修工事とは

耐震診断で上部構造評点が 1.0 未満と診断された対象住宅を、上部構造評点が 1.0 以上となるように改修する工事をいいます。

補助対象住宅の要件

森町内に存在する木造住宅で次に掲げる全てに該当するもの。

- (1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅であること。
- (2) 戸建て住宅、長屋建て住宅又は併用住宅（店舗等併用住宅で、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の 1/2 未満のもの）であること。
- (3) 地上 3 階建以下の在来軸組構法であること。
- (4) 過去に本事業による補助金交付を受けたことがないもの。
- (5) 建築基準法その他関係法令に、法令違反がないこと。
- (6) 耐震診断員が行った耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満と診断されたもの（耐震改修工事のみ適用）。

補助対象者

補助対象者は以下の全てに該当するものとなります。

- (1) 個人であること。
- (2) 対象住宅の居住者であること。
- (3) 対象住宅の所有者（複数いる場合にあっては、その代表者）であること。
- (4) 市町村税・上下水道使用料等を滞納していないこと。

耐震診断員・耐震改修工事施工者

耐震診断を行う者（耐震診断員）、耐震改修工事を行う者（工事施工者）は、以下の者となります。

(1) 耐震診断員

次のいずれにも該当する者です。

- 建築士（建築士法（昭和 25 年度法律第 202 号）第 2 条第 1 項に規定する建築士をいう）の資格を有し北海道内に事業所、支店又は営業所を置く建築士事務所（同法 23 条第 1 項に規定する建築士事務所をいう）に所属していること。
- 北海道の耐震改修・耐震改修技術者名簿登録閲覧業務事務処理要領に基づく耐震診断・耐震改修技術者名簿において木造耐震診断の講習区分で登録していること。

(2) 耐震改修工事施工者

耐震改修工事を行うものは、次に掲げる全てに該当しなければならない。

- 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に基づく国土交通大臣又は北海道知事の許可を受けていること。
- 北海道が行う耐震診断・耐震改修技術者名簿登録閲覧業務事務処理要領に基づく耐震診断・耐震改修技術者名簿において木造耐震改修の講習会区分で登録している者が所属していること。
- 渡島管内に事業所、支店又は営業所を置く法人であること。

※北海道では、耐震診断・耐震改修講習会を受講した建築士等についての登録制度を行っています。この制度により登録されている技術者の名簿は、北海道のホームページや窓口閲覧が可能です。

北海道ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ksd/anzensuisin/meibotouroku.htm>

補助金の額

耐震診断及び耐震改修工事の補助金の額は以下のとおりとなります。

(1) 耐震診断

対象経費の 2/3 かつ 6 万円以下（千円未満の端数は切り捨て）。

(2) 耐震改修工事

対象経費（※耐震改修工事にかかる経費）の 23% かつ、50 万円以下（千円未満の端数は切り捨て）。

受付期間

令和●年●月●日(●)から 令和●年●月●日(●)まで

※令和●年 11 月末日までに実績報告ができること

補助金交付申請手続きについて

補助金交付申請については次に掲げる書類をそろえ申請窓口へ申請してください。

(1) 耐震診断補助申請

- ①補助金等交付申請書（森町補助金等交付規則 様式第 1 号）
- ②木造住宅耐震診断概要書（森町木造住宅耐震改修等補助金等交付要綱 様式第 1 号）
- ③耐震診断補助申請者の住民票
- ④申請者の納税証明書
- ⑤確認通知書の写し、建物の登記簿謄本等により建築年次及び所有者を明らかにする書類
- ⑥耐震診断に要する見積書の写し
- ⑦対象住宅の所有者が複数いる場合は、所有者全員の承諾書、印鑑証明及び登記簿謄本

(2) 耐震改修補助申請

- ①補助金等交付申請書（森町補助金等交付規則 様式第 1 号）
- ②木造住宅耐震改修概要書（森町木造住宅耐震改修等補助金等交付要綱 様式第 2 号）
- ③耐震診断補助申請者の住民票
- ④申請者の納税証明書

- ⑤確認通知書の写し、建物の登記簿謄本等により建築年次及び所有者を明らかにする書類
- ⑥耐震診断報告書（耐震診断員が行ったもの）
- ⑦案内図、配置図、平面図など（改修内容が記載されたもの）
- ⑧改修計画書（森町木造住宅耐震改修補助金等交付要綱 様式第3号）
- ⑨補強後の想定耐震診断報告書（耐震診断員が行ったもの）
- ⑩耐震改修工事費見積書の写し（内訳まで）
- ⑪対象住宅の所有者が複数いる場合は、所有者全員の承諾書、印鑑証明及び登記簿謄本

(3) 申請窓口

森町役場庁舎 新棟 2階窓口 建設課 建築住宅係

(4) 申請から補助金交付までの流れ

申請→申請受理→審査→補助金交付額決定通知→耐震診断、耐震改修着手→完了の実績報告書提出

→補助金等の額の確定通知→補助金交付（赤文字は補助金を受けようとする方が行います）

(5) その他注意していただきたい事項

【手続きを代行させる場合】【申請者の住所氏名などを変更する場合】【耐震改修等の計画を中止した場合】【耐震改修等の計画を変更する場合】【耐震改修等の費用を変更する場合】には別途申請する書類があるので注意してください。

また、必要に応じ現地調査を行う場合があります。その場合には申請者は現地調査などにご協力いただきます。

ダウンロード

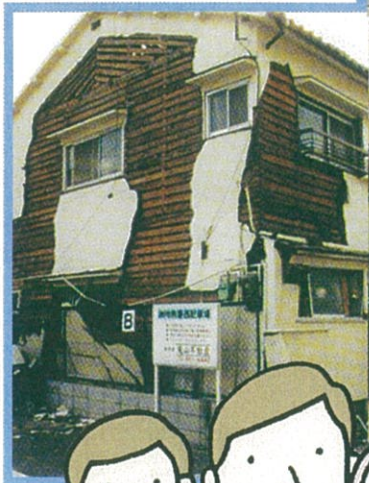
提出書類等については以下のファイルを参照してください。

- 森町木造住宅耐震改修等補助金交付要綱
申請書等様式ダウンロード [PDF ファイル](#)
- 森町補助金交付規則
申請書等様式ダウンロード [PDF ファイル](#)

お問い合わせ

建設課 建築指導係
〒049-2393 北海道森町字御幸町 144 番地 1
電話：01374-7-1285

誰でもできる わが家の耐震診断



自分で守ろう
大事なわが家

監修 国土交通省住宅局
編集 財団法人 日本建築防災協会

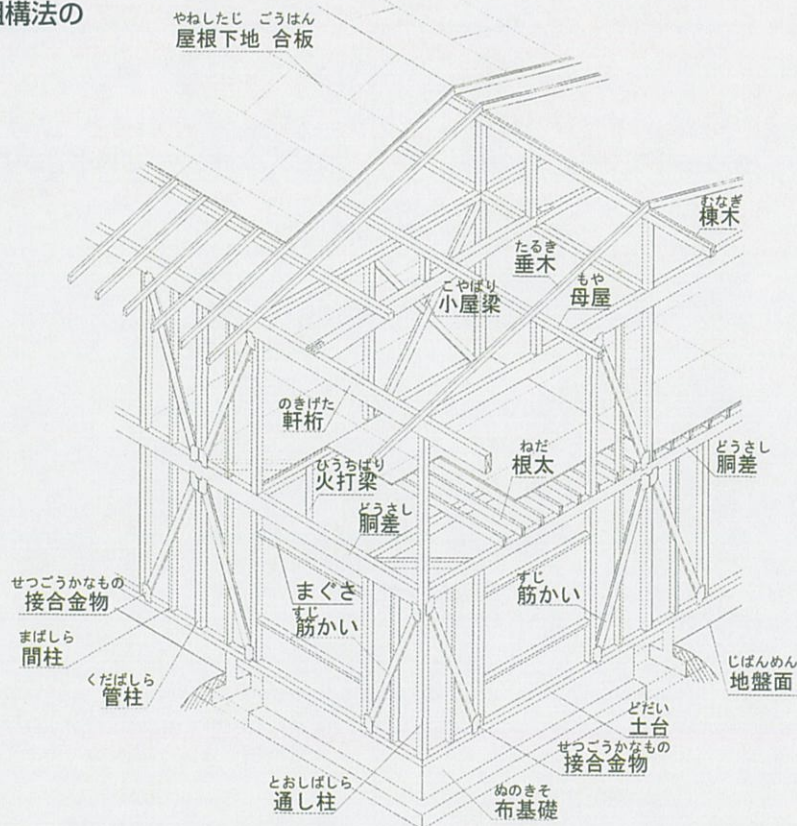
この診断の目的

この耐震診断は、ご自宅の耐震性能の理解や耐震知識の習得を進めていただき、耐震性の向上を図るための耐震改修に向けて、より専門的な診断を行う際の参考にしていただくことを目的に作られました。お住まいになっている住宅について、住んでいる方がご自身で住宅の耐震診断を行い、住宅のどのようなところに地震に対する強さ、弱さのポイントがあるかなどがわかるようにできています。

対象住宅

この診断の対象としている住宅は、1～2階建ての一戸建て木造住宅（在来軸組構法、枠組壁工法〔ツーバイフォー工法〕）などで店舗・事務所等を併用する住宅を含みます。

■ 在来軸組構法の構造図



このパンフレットを配布される方々へのご留意とご注意

- ①この診断法は、木造住宅の耐震診断・耐震改修を推進するため、専門家が扱う耐震診断法だけでなく、国民が簡単に扱える診断法として開発されたもので、旧「わが家の耐震診断」よりもさらに簡略化し、一般の住宅の所有者、居住者向けに作成されたものです。住宅の所有者等が、自ら診断することにより、耐震に関する意識の向上・耐震知識の習得ができるように配慮されており、より専門的な診断へ繋げられるように作成されています。この診断により居住者等が住宅をどのように評価しているのか知ることができるので、専門的な診断者は、住宅の所有者等が不安に思っている点・理解を深めたい点を把握し、解説してあげて下さい。
- ②このパンフレットは国土交通省住宅局の監修を得ています。評点を独自に増減するなど配布される方の任意な改変は強く禁止いたします。

耐震診断問診表



問診

建てたのはいつ頃ですか？

1

評点

項目	評点
建てたのは1981年6月以降	1
建てたのは1981年5月以前	0
よく分からない	0

以前
1981年5月
1981年6月
以降

説明 1981年6月に建築基準法が改正され、耐震基準が強化されました。1995年阪神淡路大震災において、1981年以降建てられた建物の被害が少なかったことが報告されています。

問診

いままでに大きな災害に見舞われたことはありますか？

2

評点

項目	評点
大きな災害に見舞われたことがない	1
床下浸水・床上浸水・火災・車の突入事故・大地震・崖上隣地の崩落などの災害に遭遇した	0
よく分からない	0



説明 ご自宅が長い風雪のなかで、床下浸水・床上浸水・火災・車の突入事故・大地震・崖上隣地の崩落などの災害に遭遇し、わずかな修復だけで耐えてきたとしたらば、外見では分からないダメージを蓄積している可能性があります。この場合専門家による詳しい調査が必要です。

問診

増築について

3

評点

項目	評点
増築していない。または、建築確認など必要な手続きをして増築を行った。	1
必要な手続きを省略して増築し、または増築を2回以上繰り返している。増築時、壁や柱を一部撤去するなどした	0
よく分からない	0



説明 一般的に新築してから15年以上経過すれば増築を行う事例が多いのが事実ですが、その増築時、既存部の適切な補修・改修、増築部との接合をきちんと行っているかどうかポイントです。

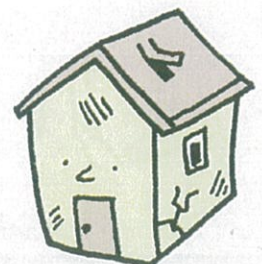
問診

傷み具合や補修・改修について

4

評点

項目	評点
傷んだところは無い。または、傷んだところはその都度補修している。健全であると思う	1
老朽化している。腐ったり白蟻の被害など不都合が発生している	0
よく分からない	0



説明 お住いになっている経験から、建物全体を見渡して判断して下さい。屋根の棟・軒先が波打っている、柱や床が傾いている、建具の建付けが悪くなったら老朽化と判断します。また、土台をドライバー等の器具で突いてみて「ガサガサ」となっていれば腐ったり白蟻の被害にあっています。とくに建物の北側と風呂場廻りは念入りに調べましょう。白蟻は、梅雨時に羽蟻が集団で飛び立ったかどうか判断材料になります。

問診1～10にある該当項目の評点を、評点の□欄に記入して下さい。

(例えば、問診1の場合で自宅を新築したのが1985年でしたら、評点1となり、評点の□欄に1と書込みます)

問診

5

建物の平面はどのような形ですか？ (1階の平面形状に着目します)

評点

項目	評点
どちらかというとき長方形に近い平面	1
どちらかというときLの字・Tの字など複雑な平面	0
よく分からない	0



長方形に近い平面



複雑な平面

説明

整形な建物は欠点が多く、地震に対して建物が強い形であることはよく知られています。反対に不整形な建物は地震に比較的弱い形です。そこでまず、ご自宅の1階平面形がだまかに見て、長方形もしくは長方形と見なせるか、L字型・コの字型等複雑な平面になっているのかを選びとって下さい。現実の建物は凸凹が多く判断に迷うところですが、ア)約91cm(3尺)以下の凸凹は無視しましょう。イ)出窓・突出したバルコニー・柱付物干しバルコニーなどは無視します。

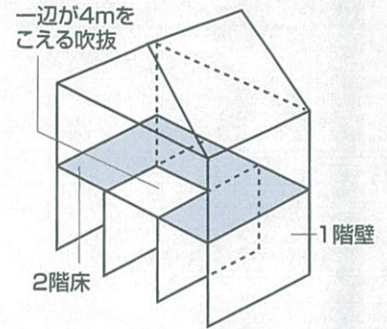
問診

6

大きな吹き抜けがありますか？ (1辺の長さが4.0m以上かどうかに着目します)

評点

項目	評点
一辺が4m以上の大きな吹き抜けはない	1
一辺が4m以上の大きな吹き抜けがある	0
よく分からない	0



説明

外見は形の整っている建物でも大きな吹き抜けがあると、地震時に建物をゆがめる恐れがあります。ここでいう大きな吹き抜けとは一辺が4m(2間)をこえる吹き抜けをいいます。これより小さな吹き抜けはないものと扱います。

問診

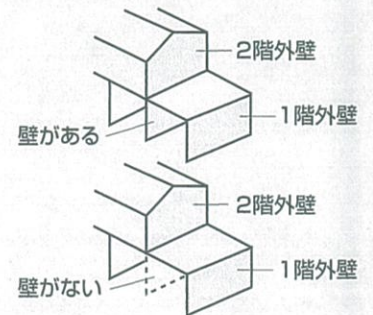
7

1階と2階の壁面が一致しますか？

(ご自宅が枠組壁工法の木造(ツーバイフォー工法)なら、この評点1とします。)

評点

項目	評点
2階外壁の直下に1階の内壁または外壁があるまたは、平屋建である	1
2階外壁の直下に1階の内壁または外壁がない	0
よく分からない	0



説明

2階の壁面と1階の壁面が一致していれば、2階の地震力はスムーズに1階壁に流れます。2階壁面の直下に1階壁面がなければ、床を介して2階の地震力が1階壁に流れることとなり、床面に大きな負荷がかかります。大地震時には床から壊れる恐れがあります。枠組壁工法の木造(ツーバイフォー工法)は床の耐力が大きいため、2階壁面の直下に1階壁面がなくても、評点1とします。

問診

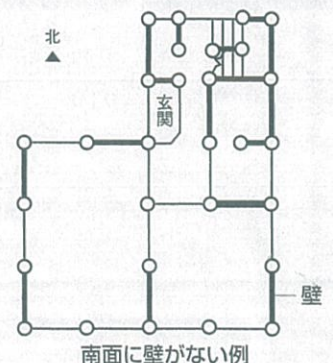
8

壁の配置はバランスがとれていますか？

(1階部分の外壁に着目します)

評点

項目	評点
1階外壁の東西南北どの面にも壁がある	1
1階外壁の東西南北各面の内、壁が全くない面がある	0
よく分からない	0



説明

壁の配置が片寄っていると、同じ木造住宅の中でも壁の多い部分は揺れが小さく、壁の少ない部分は揺れが大きくなります。そして揺れの大きい部分から先に壊れていきます。ここでいう壁とは約91cm(3尺)以上の幅を持つ壁です。せまい幅の壁はここでは壁とみなしません。

補強の方法については裏面を見てね!



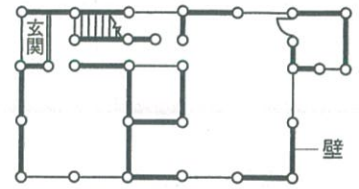
問診

屋根葺材と壁の多さは?

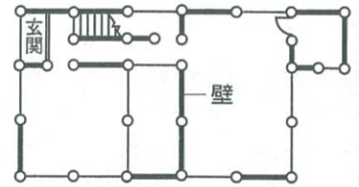
9

評点

項目	評点
瓦など比較的重い屋根葺材であるが、1階に壁が多い。 または、スレート・鉄板葺・銅板葺など比較的軽い屋根葺材である	1
和瓦・洋瓦など比較的重い屋根葺材で、1階に壁が少ない	0
よく分からない	0



1階に壁が多い例



1階に壁が少ない例
(縦方向の壁が少ない)

説明

瓦は優れた屋根葺材のひとつです。しかし、やや重いため採用する建物ではそれに応じた耐力が必要です。耐力の大きさは概ね壁の多さに比例しますので、ご自宅は壁が多い方かどうか判断して下さい。

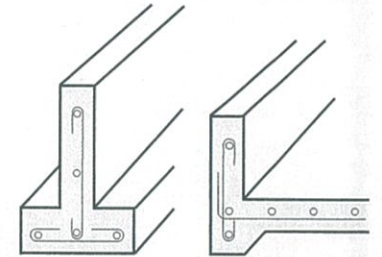
問診

どのような基礎ですか?

10

評点

項目	評点
鉄筋コンクリートの布(ぬの)基礎またはベタ基礎・杭基礎	1
その他の基礎	0
よく分からない	0



鉄筋コンクリート
布基礎の代表例

鉄筋コンクリート
ベタ基礎の代表例

説明

鉄筋コンクリートによる布基礎・ベタ基礎・杭基礎のような堅固な基礎は、その他の基礎と比べて同じ地盤に建っていても、また同じ地震に遭遇しても丈夫です。改めてご自宅の基礎の種類を見直して下さい。

判定

問診1~10の評点を合計します

ご苦労さまでした



評点合計

合計は何点になりましたか?

評点の合計

10点	➡
8~9点	➡
7点以下	➡

判定・今後の対策

10点	➡	ひとまず安心ですが、念のため専門家に診てもらいましょう
8~9点	➡	専門家に診てもらいましょう
7点以下	➡	心配ですので、早めに専門家に診てもらいましょう

※ご注意

この診断では地盤については考慮していませんので、ご自宅が立地している地盤の影響については専門家におたずねください。



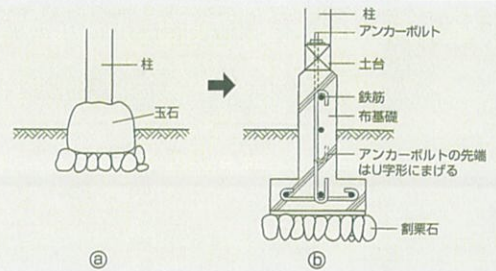
木造住宅の補強方法いろいろ

補強については次のような方法があります。専門家にご相談下さい。

基礎の補強

玉石基礎などの場合は、鉄筋コンクリート造の布基礎に替え、これに土台をアンカーボルトで締めつけます。

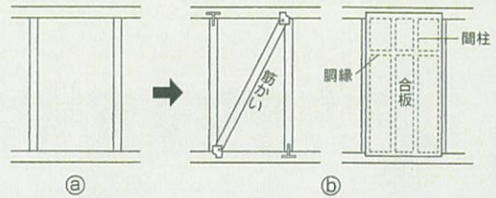
- a 玉石に束立てしただけの柱は、浮き上ったり踏みはずしたりして、建物が壊れることがあります。
- b 鉄筋コンクリート造の布基礎を作りアンカーボルトをつけて下さい。



壁の補強

筋かいを入れたり、構造用合板を張って強い壁を増やします。

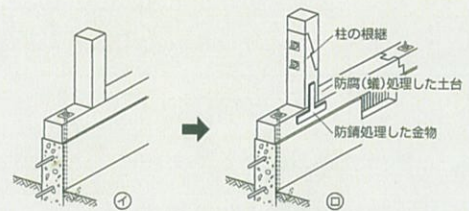
- a 柱、はりだけでは地震の力に抵抗できません。
- b 筋かいを入れるか、または、構造用合板(厚さ9mm以上)を柱、土台、はり・胴差、間柱・胴縁に十分にくぎ打ちして下さい。



こうした補強をするときは以下の点も併せて行います。

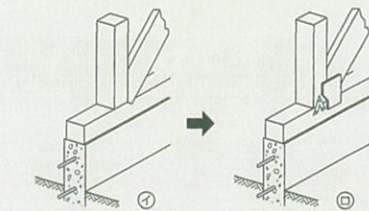
腐ったり、シロアリに食われた部材は取替えます。

- イ 特に、台所・浴室の近くや北側の土台まわりのように湿りがちのところは早く腐ります。
- ロ 土台を取替え、柱は根継ぎして金物で補強して下さい。この場合、防腐(防蟻)措置を忘れてはなりません。



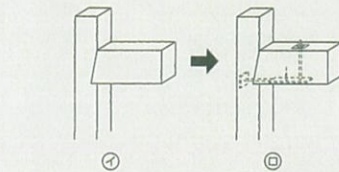
土台・柱・筋かいなどの接合は金物等を使って堅固にします。

- イ ほぞ差しや胴付け、またはくぎ止めだけの接合部は、抜けたり、はずれたりします。
- ロ 柱と土台は金物等で結びつけて下さい。筋かいと柱(または土台、はり)は、十分にくぎまたは専用の金物で止めつけて下さい。



柱・はりの接合は金物等を使って堅固にします。

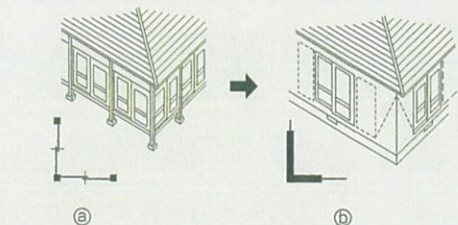
- イ ほぞ差しだけの柱、はりの仕口は、ほそが折れたり、抜けたりして骨組がばらばらになりがちです。
- ロ はりの下端を羽子板ボルトで引き止め、抜け落ちないようにして下さい。



壁の配置

壁の量を増やし、かつ、つりあいをよく配置します。

- a 開口部(ガラス戸など)が多いと地震に弱くなります。
- b 開口部を減らし、筋かいや構造用合板で補強された壁を増やして下さい。隅部を壁にすると一層効果的となります。



専門家による耐震診断をお考えの方、診断や工事について業者の営業を受け、疑問や不安を感じられている方、その他ご相談はお住まいの市町村または、都道府県の建築行政担当部局にお問い合わせください。
(財)日本建築防災協会のホームページには、相談窓口一覧や助成制度など耐震や防災についていろいろな情報があります。

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp>

○平成30年6月に発生した大阪北部地震の被害を踏まえ、以下のブロック塀等の安全確保対策を実施

対策1 ○ 安全性のチェックを促すとともに、除却・改修について徹底的な普及啓発を実施

- ・「建築物防災週間」をはじめとする機会をとらえ、ブロック塀の点検のチェックポイント(H30.6.21公表)を周知徹底
- ・地方公共団体の取組事例の情報提供

対策2 ○ 耐震改修促進法の枠組みを活用し、建物本体と同様に耐震診断・改修を促進

- ・地方公共団体が指定する避難路の沿道にある一定の高さ・長さを有する塀について、耐震診断を義務付けるとともに、所管行政庁において診断結果を公表（H31.1.1施行）(R3.5.28現在、4都府県22市町において適用)
- ・地方公共団体の取組状況について定期的に調査・公表し、取組みを促進

対策3 ○ 現行基準に適合しない塀の除却・改修について、防災・安全交付金等の基幹事業として支援（平成30年度第2次補正予算～）

＜従前の支援内容＞
防災・安全交付金等の効果促進事業により支援
(全体事業費の2割以内目途。撤去費等を国と地方で支援)
※躯体の耐震改修等基幹事業を別途実施することが前提

＜平成30年度第2次補正予算～＞
防災・安全交付金等の基幹事業として支援
(塀単独でも支援可能。撤去費等を国と地方で支援)

- 行政、専門家、地域住民等が連携して行う通学路の安全点検等、地域の安全確保のための先進的な取組への支援(平成30年度第2次補正予算～令和2年度)

対策4 ○ パトロールや報告徴収等により違反を発見した場合には、地方公共団体において厳正に対処

ブロック塀等の点検のチェックポイント

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。

- 4. 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

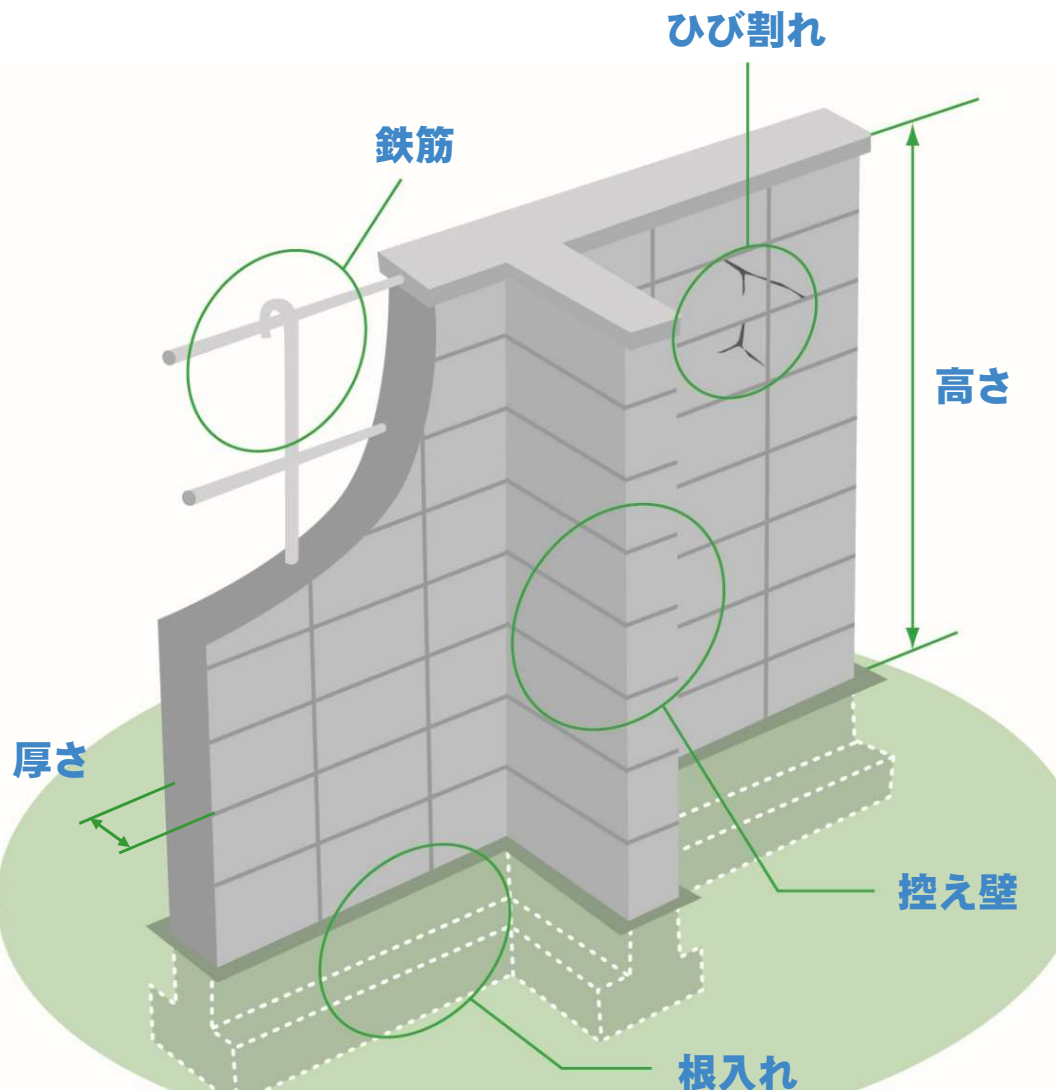
- 6. 塀に鉄筋が入っているか
 - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
 - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。



※パンフレット「地震からわが家を守ろう」
日本建築防災協会 2013. 1 をもとに
国土交通省において一部変更

あなたの周りは大丈夫？ 今すぐブロック塀等 の点検を！

～安全なブロック塀等を目指して～

所有者のみなさまへ



危険なブロック塀等を放置すると、地震時に倒壊してしまった場合、
人に危害を加えてしまうことがあります。

また、避難や救助の妨げになると、周辺の方々に迷惑をかけてしまいます。
安全な塀であるかを点検し、危険と思われる時は専門家に相談しましょう！

一般財団法人 日本建築防災協会

協力:ブロック塀等の安全性確保に向けた関係団体連絡会議

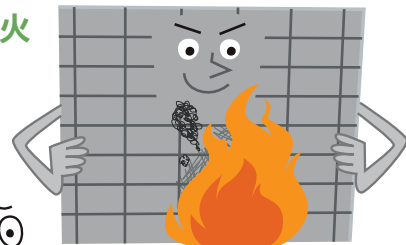
～所有者のみなさまへ～

平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震をはじめ過去の地震においても、ブロック塀等の倒壊によって犠牲者が発生しています。

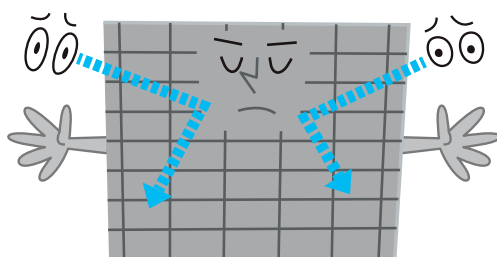
ブロック塀等の倒壊を二度と起こさないよう、みなさま一人ひとりが、ブロック塀等の所有者としての維持管理の責任を認識し、日頃より安全点検を行うよう心掛けることが大切です。

ブロック塀等は、防火といった安全面や、通行人からの視線を遮りプライバシーを確保するなどといった役割も果たします。

防火



プライバシー



地震によりブロック塀が倒壊



地震によりブロック塀の一部が損壊



地震により石塀が倒壊

ポイント

ブロック塀等の倒壊を繰り返さないために…

- ① ブロック塀等の安全を確保することは所有者の責務です。
塀の倒壊により、周辺の方々に迷惑をかけないようにしましょう!
- ② 既存の塀については、自分で安全点検し、わからないことがある場合や危険な塀とわかった場合は、速やかに専門家に相談しましょう!
- ③ 地方公共団体によっては、ブロック塀等の安全対策に係る補助金など支援制度が設けられている場合もあります。お住まいの地方公共団体へ支援制度を確認しましょう!
- ④ 地方公共団体によっては、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、避難路沿道の一定の高さ・長さを超えるブロック塀等について、耐震診断の実施と診断結果の報告を義務付けている場合があります。お住まいの地方公共団体の耐震改修の担当窓口を確認しましょう!

||||||| 既存の塀を安全点検する場合 |||||

外観の目視で安全点検ができるチェックシートです。自分で行う安全点検のポイントで適合か不適合かわからない場合は、「×(不適合)」を選択しましょう。

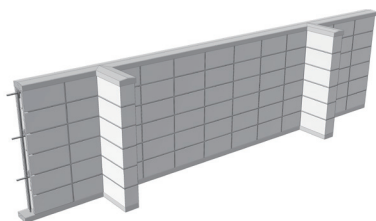
このチェックシートを使って、自分で行う安全点検のポイントに一つでも「×(不適合)」がある場合や、わからないことがある場合は、専門家に相談してください。

専門家への相談については、本パンフレット巻末の「相談窓口」を参照してください。

ここに注目

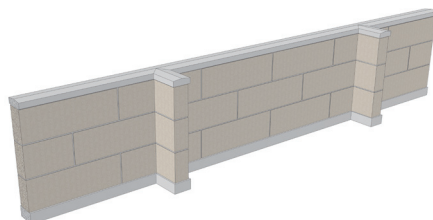
「ブロック塀等」と一言でいっても、補強コンクリートブロック造の塀と組積造の塀が存在します。それぞれの塀で安全点検のポイントが異なるので注意してください。

補強コンクリートブロック造の塀は、
コンクリートブロックに鉄筋が入った塀をいいます。



A. ブロック塀
の項目を確認してください。

組積造の塀は、
石やれんが等を積み上げてつくられた塀をいいます。



B. 組積造の塀
の項目を確認してください。

A. ブロック塀

～自分で行う安全点検のポイント～

1 塀は高すぎないか

塀の高さは地面から
2.2m以下ですか？

チェック結果



(適合)



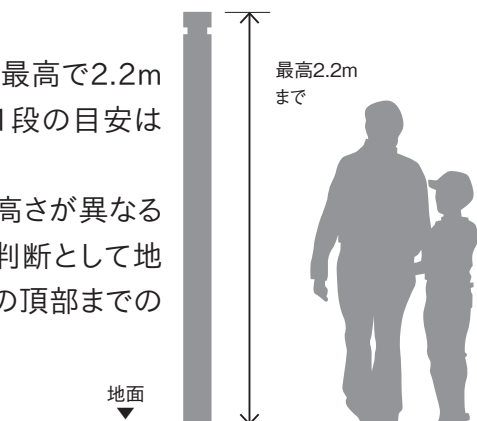
(不適合)

危険



ブロック塀の高さは最高で2.2mです。ブロック塀の1段の目安は20cmです。

塀の両側で地面の高さが異なる場合は、安全側の判断として地面の低い側から塀の頂部までの高さを測りましょう。



2 塀の厚さは十分か

塀の厚さは15cm以上※ですか？

※塀の高さが2m以下の場合には10cm以上

チェック結果

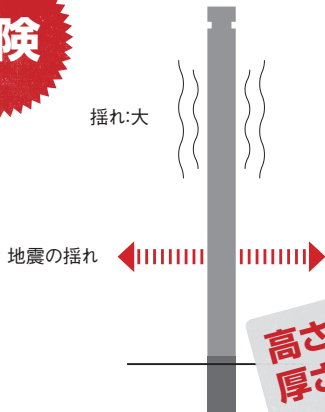


(適合)



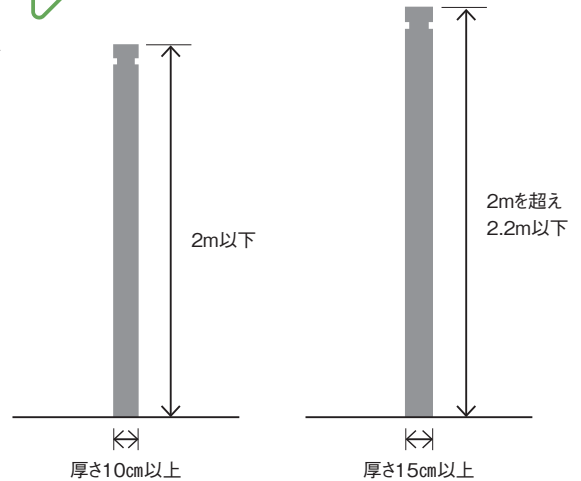
(不適合)

危険



薄いものより厚いものの方が、鉄筋のかぶり厚さが増すので耐久性が向上します。

高さに応じたブロック塀の厚さがないと危ないです!



3 控え壁があるか

長さ3.4m以下ごとに、高さの1/5以上突出した控え壁はありますか？

(塀の高さが1.2m超の場合のみ)

チェック結果



(適合)



(不適合)

危険

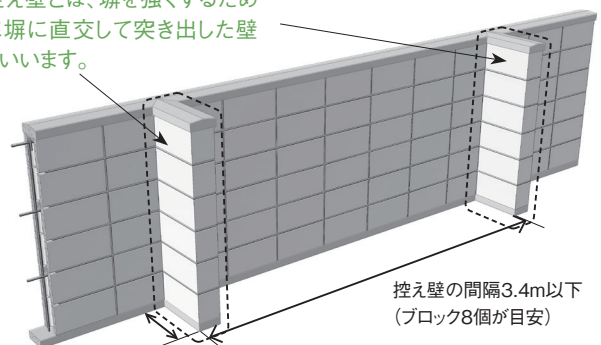


控え壁がないと、ブロック塀が地震時に倒れてしまうこともあります!

ブロック塀に対して直交に壁をつけることで、地震時に倒れにくくなります。

ブロック塀の高さが例えば2mの場合は、ブロック塀の長さ3.4m以下(ブロック8個が目安)ごとに長さ40cm以上の控え壁が必要です。

控え壁とは、塀を強くするために塀に直交して突き出した壁をいいます。



控え壁長さは高さの1/5以上(高さ2mの場合は40cm以上)

控え壁の間隔3.4m以下(ブロック8個が目安)

4 基礎があるか

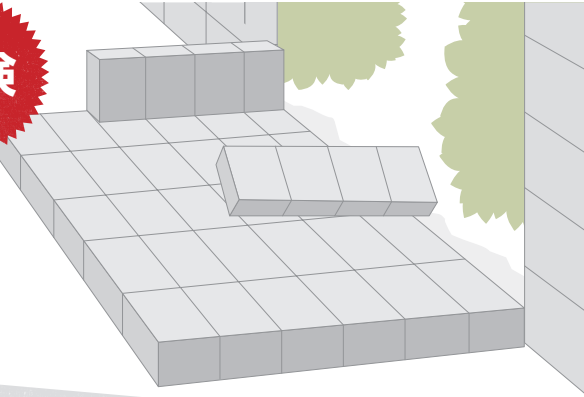
コンクリートの基礎がありますか？

チェック結果

○
(適合)

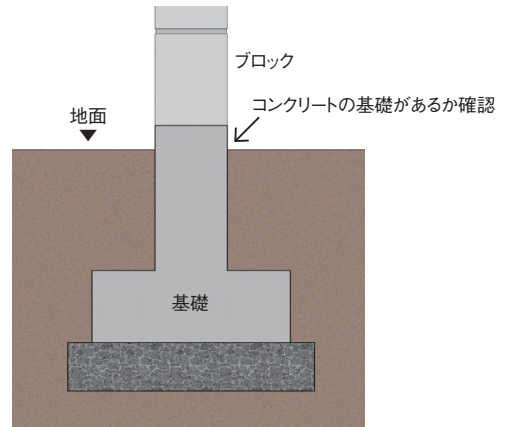
×
(不適合)

危険



基礎がきちんとつられていないと
ブロック塀が地震時に根元から倒れて
しまうこともあります！

地面より上にあるブロックの最下段の下に、コンクリートの基礎があるかを確認してください。



5 塀が傾いたり してないか

塀に傾きやひび割れがないですか？

チェック結果

○
(適合)

×
(不適合)

危険



傾いている危ない塀



割れや鉄筋の露出がみられる塀

目に見えて判断できる傾きやひび割れがなくても劣化が進んでいる場合があります。塀が劣化しつつあるサインとして、ブロック表面の鉄筋の錆び汁(茶色のにじみ)や著しい白い物質の付着(ブロック内部に雨水が浸入するなどによりコンクリートの成分が溶け出し表面で白く固まったもの)があります。

傾いている塀やひび割れている塀は劣化が進んでいるおそれがあり危険なので、塀には近付かないようにしましょう！

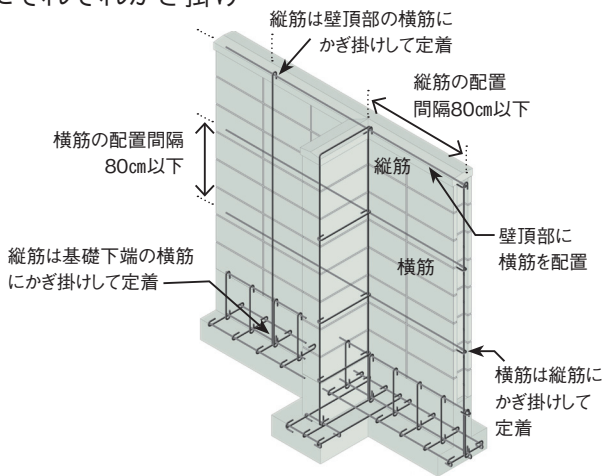
5項目のうち1つでも「×(不適合)」がある場合やわからないことがある場合は、専門家に相談しましょう！

～専門家に相談しましょう～

以下の2項目は、外観の目視では安全点検ができない項目です。

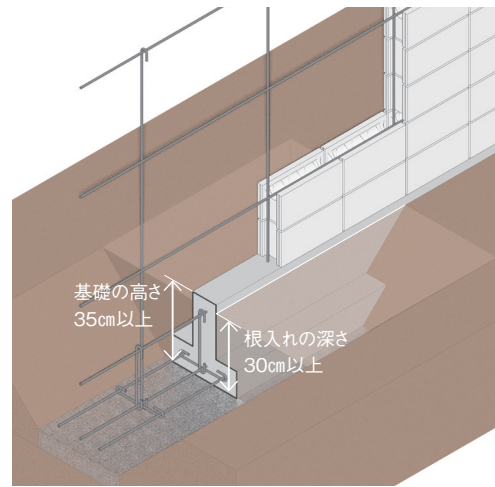
1 塀に鉄筋はありますか？

- 塀の中に径9mm以上の鉄筋を縦横に80cm以下の間隔で配置
- 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋を配置
- 縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛け



2 基礎の寸法は十分ですか？ (塀の高さが1.2m超の場合のみ)

- 基礎の高さが35cm以上
- 基礎の根入れの深さ(基礎が土の中に入っている深さ)が30cm以上



B. 組積造の塀

～自分で行う安全点検のポイント～

以下の項目は、外観の目視で点検ができますが、わからないことがあれば専門家に相談してください。

1 塀の高さ

地面から1.2m以下

2 塀の厚さ

塀の高さの1/10以上の厚さ
(高さが1.2mの場合は12cm以上)

3 控え壁

塀の長さ4m以下ごとに塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁

4 基礎

基礎があること

5 傾き・ひび割れ

塀に傾きやひび割れがないこと

チェック結果



(適合)



(不適合)



健全な石塀

5項目のうち1つでも「×(不適合)」がある場合やわからないことがある場合は、専門家に相談しましょう！

～専門家に相談しましょう～

外観の目視では安全点検ができない項目です。

※組積造の塀においても鉄筋で補強する方法があるので、塀の中の鉄筋の有無についても確認しましょう。

6 基礎の寸法

基礎の根入れの深さが
20cm以上

|||||||||||||||| 塀をつくる場合 |||

- ① 塀をつくる場合は、建築基準法に適合させる必要があります。建築基準法上の手続き（建築確認）が必要となる場合もあるので、施工業者等に確認しましょう！
- ② 信頼できる施工業者等に工事を依頼し、契約書や設計図面、見積書などをしっかりと保存しておきましょう！

ここでは、塀をつくる場合の留意点として、特に施工業者等とのやりとりにおける事項を示します。

1 建築基準法上、必要な手続きを確認しましょう。

「建築確認」が必要となる場合もあるので、施工業者等に確認しましょう。



2 しっかりと工事契約を結びましょう。

契約行為を行うことが基本です。書面で契約内容を確認し、信頼できる施工業者等を選びましょう。わからないことがある場合は、しっかりと施工業者等に確認しましょう。

地面の中の基礎や塀の内部の鉄筋などは、塀が完成すると見えなくなってしまうので、きちんと工事がされているかを確認するためにも、工事期間中に現場を見に行くことをお勧めします。

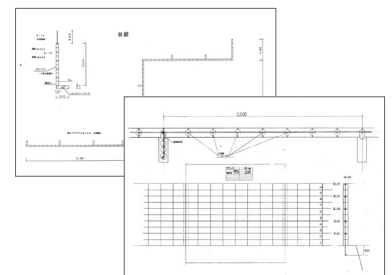


3 契約書や設計図面、見積書（内訳書）、その他関係書類（確認済証や検査済証等）をセットにして、しっかりと保管しましょう。

塀を新しくつくる場合は、施工業者等がつくる設計図面や見積書等をしっかりと保管しておきましょう。

工事後の不具合や補修の際に必要です。

図面が残っていれば、いざ不具合が見つかった場合に補修計画が作りやすく、時間や費用、手間が抑えられます。



|||| ブロック塀等の安全対策に対する支援等 ||||

ブロック塀等の調査・点検、改修、撤去、撤去後の新設等に係る費用について、地方公共団体によっては支援制度が設けられている場合があります。

地方公共団体ごとの支援制度の有無については、下記ホームページをご覧ください。また、支援制度の詳細については、お住まいの地方公共団体へお問い合わせください。

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/block/>

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の改正に伴い、平成31年1月1日以降、地方公共団体が指定する避難路沿道の一定の高さ・長さを超えるブロック塀等について、耐震診断の実施と診断結果の報告を義務付けている場合があります。対象となる道路や報告期日等については、お住まいの地方公共団体の耐震改修の担当窓口へお問い合わせください。

例えば、次のような支援があります。

例1) ブロック塀等の撤去に対する補助金

- ▶ 危険なブロック塀を撤去する工事に対する支援

例2) ブロック塀等の改修に対する補助金

- ▶ 撤去後に安全な塀または生垣をつくる工事に対する支援



安全なブロック塀等への改修例

||||| 相談窓口 |||||

ブロック塀等の診断・施工に関するご相談は、

■ (公社)日本エクステリア建設業協会

住宅の外構専門の工事業者の団体

03-3865-5671 / <https://jpex.or.jp/>

その他、ブロック塀等の診断・設計に関するご相談は、

■ (公社)日本建築士会連合会(※)

建築士の団体による連合会

<http://www.kenchikushikai.or.jp/about-our-society/sodanmadoguchi.html>

■ (一社)日本建築士事務所協会連合会(※)

建築士事務所の団体による連合会

<http://www.njr.or.jp/society/>

■ (公社)日本建築家協会(※)

建築の設計監理を行う建築家の団体

http://www.jia.or.jp/guide/about_jia/organization_jia.htm

※ URL先に記載の各都道府県の団体へご相談ください

ブロック塀等に使用するコンクリートブロックに関するご相談は、

■ (一社)全国建築コンクリートブロック工業会

コンクリートブロックの製造者を中心とした団体

03-3851-1076 / <https://www.jcba-jp.com/>

その他(住宅相談窓口/建築物耐震化関係)に関するご相談は、

■ (公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター

住宅専門の相談を受け付ける団体(住まいのダイヤル)

0570-016-100 / <http://www.chord.or.jp/index.php>

■ (一財)日本建築防災協会

建築物の耐震化を促進・支援する団体

03-5512-6451 / <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/>

Memo

参考資料-11 森町 緊急輸送道路（北海道指定）



【第1章】計画の目的等

- 目的： 道内の住宅及び建築物の耐震化を計画的に促進することで、地震による被害の軽減を図り、道民の安全で安心な生活を確保する。
- 位置付け： 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の規定に基づき本計画を定める。「北海道住生活基本計画」の下位計画として、市町村における「耐震改修促進計画」と整合を図るほか、「北海道地域防災計画」と連携・協調する。
- 計画期間： 令和8年度から令和17年度までの10年間

【第2章】近年に発生した主な被害地震と想定地震による被害

- 北海道の地震被害想定の対象地震
「北海道地域防災計画」に基づき、本道に被害を及ぼすと考えられる30の地震を整理し、24地震を対象地震として想定。各（総合）振興局管内で人的被害が最大となる被害を想定。

【第3章】住宅・建築物の耐震化に係る現状と目標

- 耐震化率の目標：国の基本方針等を踏まえ設定

区分		住宅	多数利用建築物	要緊急安全確認 大規模建築物
当初	平成18年度(実績)	76.2%	78%	—
現行	令和7年度(実績)	91.9%	94.6%	88.5%
次期	令和12年度(目標)	95% (令和17年度 概ね解消)	概ね解消	概ね解消

【第4章】住宅・建築物の耐震化の促進に向けた各主体の役割

道	市町村	所有者	建築関連事業者
広域的・総合的な観点から施策推進	地域の実情に応じて施策展開	主体的に住宅・建築物の地震に対する安全性を確保・向上	地震に対する安全性を確保した住宅・建築物の建築・改修

【第5章】住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

施策	施策の内容
1 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	① パンフレットやインターネットを活用した普及啓発 ② 出前講座、セミナー等の開催による普及啓発 ③ 地域における耐震化の取組の推進 ④ 地震防災マップの更新・公表の促進
2 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備	① 住宅の耐震化の促進 ② 住宅の建替・除却等の促進 ③ 多数利用建築物の耐震化の促進 ④ 不特定多数の者等が利用する大規模建築物の耐震化の促進 ⑤ 地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物の耐震化の促進 ⑥ 地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化の促進 ⑦ 公共建築物の耐震化の促進 ⑧ その他の地震時の安全対策の推進 ⑨ 耐震診断・改修に係る相談体制の充実
3 耐震診断・改修を担う人材の技術力向上	① 耐震診断・改修技術講習会の開催 ② 耐震改修工法や地震防災対策の研究・技術開発の推進

【第6章】建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

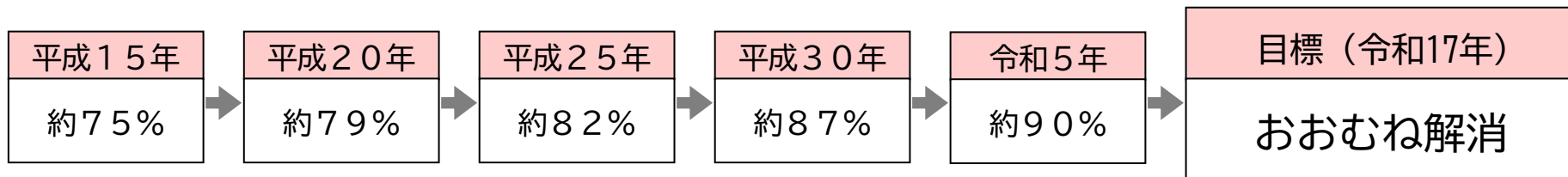
所管行政庁は、建築物所有者に、耐震性能向上の措置をとるよう指導・助言を行うよう努める。

【第7章】計画の推進に関する事項

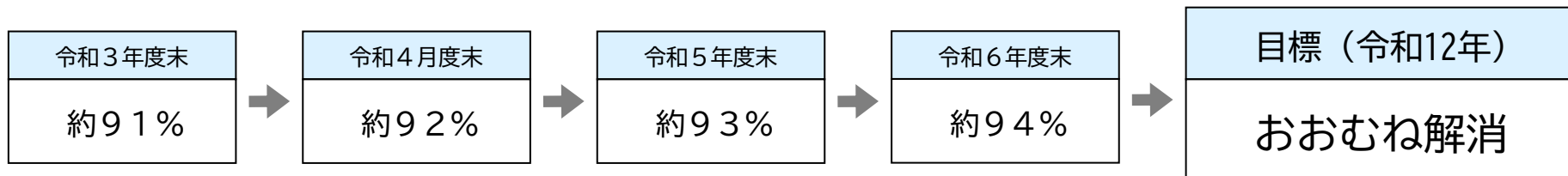
- 市町村耐震改修促進計画の改定に当たって、必要な支援及び情報提供を行う。
- 住宅・建築物の耐震化の促進を図るため、道、市町村及び建築関係団体で構成する「全道住宅建築物耐震改修促進会議」を定期的開催。また、道の全庁的組織である「北海道耐震改修推進会議」等を継続して開催し、計画の着実な推進を図る。

住宅・建築物の耐震化の現状と目標

住宅の耐震化率の現状と目標

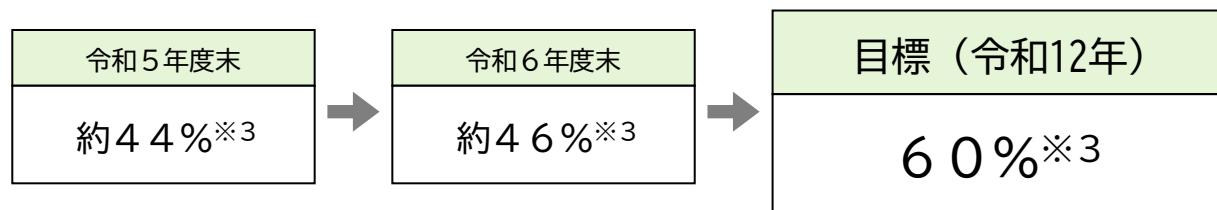


要緊急安全確認大規模建築物^{※1}の耐震性不足解消率の現状と目標



※1 不特定多数の者等が利用する大規模建築物等：病院、店舗、旅館、学校等

要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物^{※2}）の耐震性不足解消率の現状と目標

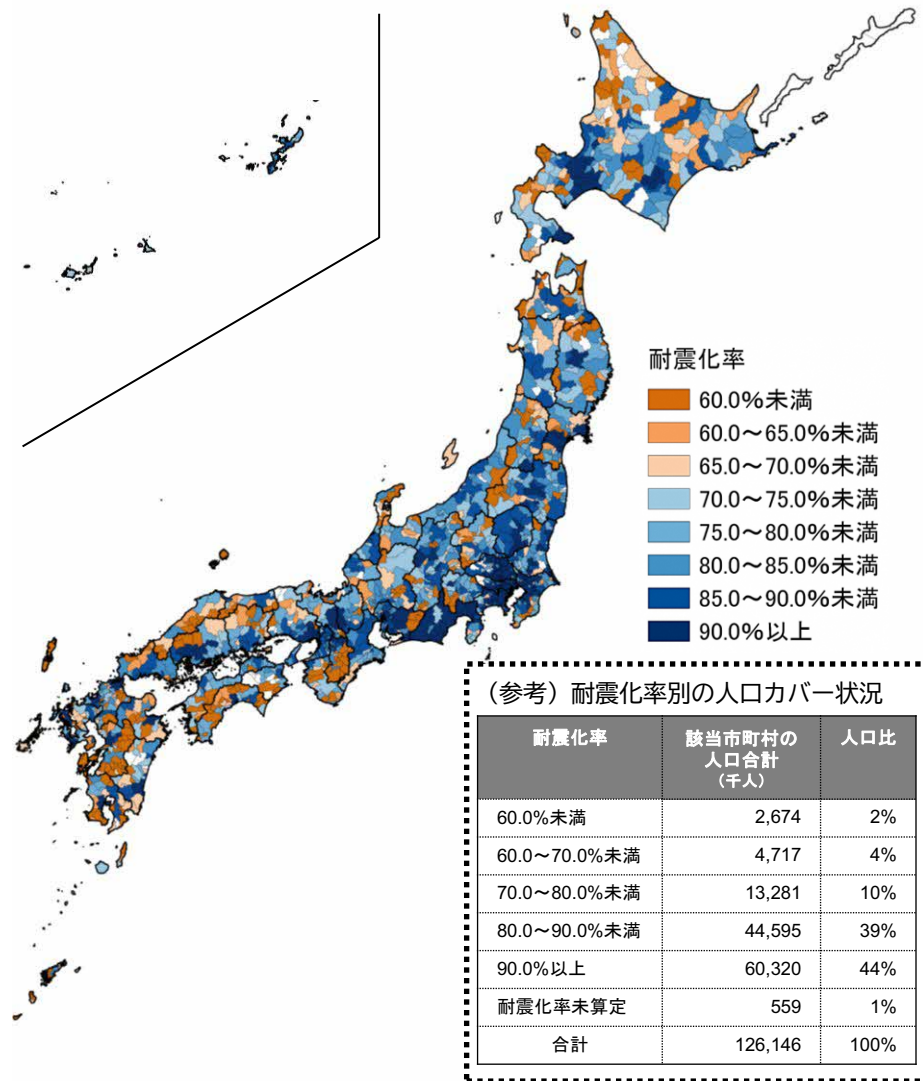
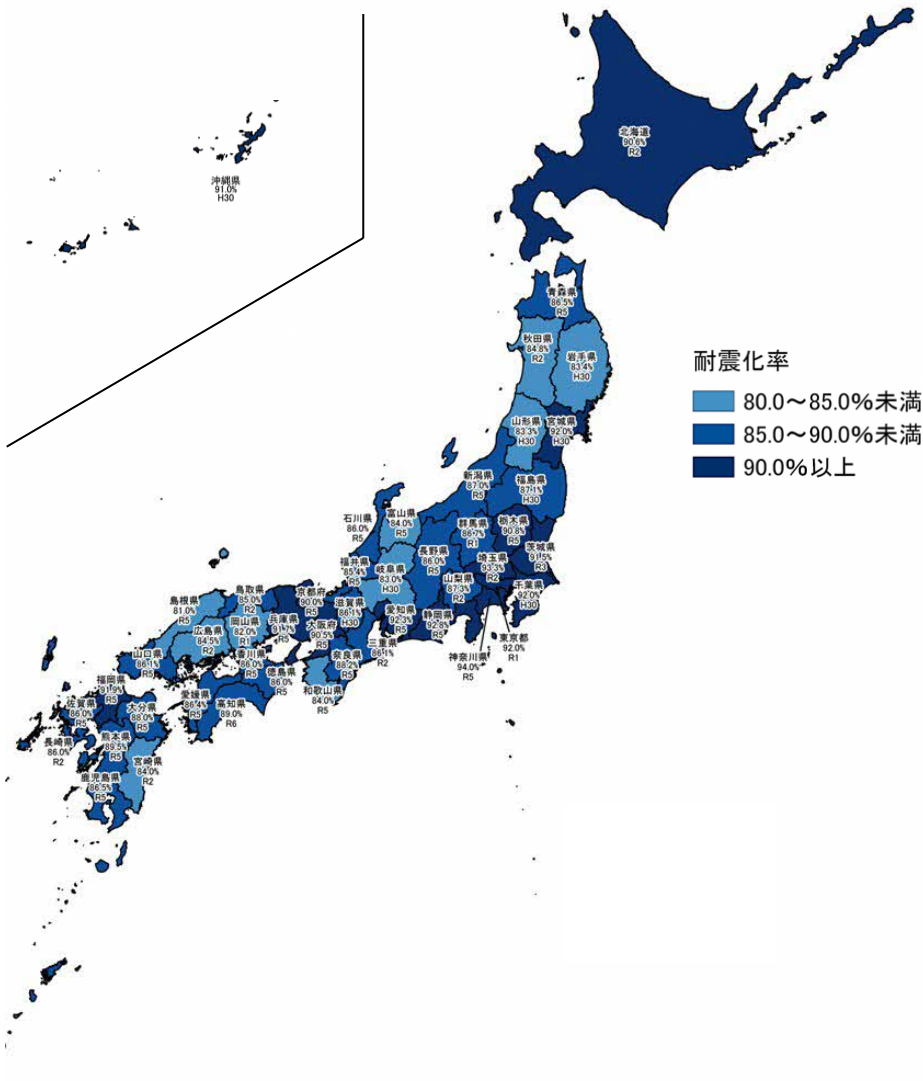


※2 地方公共団体が指定する避難路等の沿道建築物

※3 7,291棟（令和6年4月1日時点）を対象とする。

都道府県別の状況

市区町村別の状況



(参考) 耐震化率別の人口カバー状況

耐震化率	該当市町村の人口合計 (千人)	人口比
60.0%未満	2,674	2%
60.0~70.0%未満	4,717	4%
70.0~80.0%未満	13,281	10%
80.0~90.0%未満	44,595	39%
90.0%以上	60,320	44%
耐震化率未算定	559	1%
合計	126,146	100%

※都道府県・市区町村の耐震化率については、国土交通省が各都道府県・市区町村に対し実施した調査をもとに整理。都道府県・市区町村によって算定年次や算定方法が異なる。

※耐震化率の結果を公表している47都道府県及び1,666市区町村を着色。(平成29年以前の耐震化率の結果を公表している市町村を含む)

※耐震化率を未算定の75市町村については、白抜きとしている。

■耐震化の進捗状況

上段：耐震性不足解消率

下段：耐震性不足解消棟数（耐震性のある建築物棟数＋耐震性が不十分な建築物の解消棟数）/公表された建築物棟数

	令和3年度末時点	令和4年度末時点	令和5年度末時点	令和6年度末時点
要緊急安全確認大規模建築物	91.0% (10,523/11,561棟)	92.0% (10,633/11,561棟)	92.8% (10,736/11,562棟)	93.7% (10,836/11,562棟)
要安全確認計画記載建築物 (防災拠点建築物)	—	—	85.0% (1,368/1,610棟)	87.8% (1,653/1,883棟)
要安全確認計画記載建築物 (避難路沿道建築物)	—	—	43.6% (3,181/7,291棟)	44.8% (3,442/7,677棟)

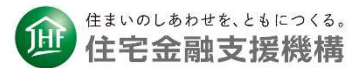
※要緊急安全確認大規模建築物の対象となる建築物は、令和5年度末時点で11,464棟としていたが、令和7年度に実施した調査の結果を踏まえ、令和3年度末～令和5年度末時点の数値も補正

※避難路沿道ブロック塀等の耐震診断結果については、65件公表済み。

（うち、耐震診断基準に適合しないもの（報告命令含む）54件、適合するもの（除却済みを含む）11件）

【リ・バース60】を 利用して耐震改修工事を検討中の方へ

(令和7年10月29日時点)



順次
取扱開始

【リ・バース60】耐震改修利子補給制度のお知らせ

耐震改修

【リ・バース60】と地方公共団体の補助金を利用すると

借入申込時に**70歳以上**の方はご存命中^{※1}
月々の支払ゼロ^{※2・※3・※4}で、
 自宅の耐震改修工事が可能になります!

【リ・バース60】
の融資申込み

+

地方公共団体に
補助金申請^{※5}

- ※1 ご契約者さま（連帯債務でお申込みの場合は、連帯債務者さまを含む全員）がお亡くなりになる時まで。
- ※2 取扱金融機関からのお借入金利が、利子補給金利上限（裏面参照）を上回る場合は、当該超過する利息分のお支払が必要となります。お借入金利は金融機関によって異なります。
- ※3 借入申込時に70歳未満の方については、一部お支払が発生します。詳しくは裏面をご覧ください。
- ※4 元金は、ご契約者さま（連帯債務でお申込みの場合は、連帯債務者さまを含む全員）がお亡くなりになったときに、担保物件の売却によりご返済いただくか、相続人の方から一括してご返済いただきます。
- ※5 耐震改修工事に対する補助金の詳細は、各地方公共団体にお問い合わせください。

Q どこでお申込みできますか。

A ご相談、お申込みは【リ・バース60】耐震改修利子補給制度を取り扱う金融機関が窓口です。本制度を取り扱う金融機関については、金融機関からの取扱開始の届出が機構になされ次第、順次、【リ・バース60】サイトにてご案内します。

Q 耐震改修工事に併せて水回りのリフォームを実施したいのですが、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の対象になりますか。

A 融資額の合計が1,000万円以下であれば本制度の対象になります。

詳しくは裏面をご覧ください

【リ・バース60】の商品概要は、こちらにお問い合わせください。

【リ・バース60】ダイヤル **0120-9572-60** (通話無料)
 営業時間 9:00~17:00(土日、祝日及び年末年始を除きます)

リバース60

検索



【リ・バース60】耐震改修利子補給制度

< 制度概要 >

取扱開始時期	各地方公共団体および【リ・バース60】耐震改修利子補給制度を取り扱う金融機関の準備が整い次第、順次取扱いを開始します。
利子補給対象	【リ・バース60】耐震改修利子補給制度を取り扱う金融機関に申込みを行い、地方公共団体から本制度の利用対象証明書の交付を受けたお客さまに対する耐震リフォーム融資※6・※7が対象となります。
融資額上限	担保評価額（住宅および土地）の50%または60%※8です。 融資額が1,000万円以下の融資について、利子補給を行います。
利子補給金利上限	利子補給の対象となるお借入金利は、3.3%が上限となります(令和7年度に利用する場合)。
利子補給方法	原則として、70歳からお客さまのご負担が発生しないよう、住宅金融支援機構がお客さまに代わって、金融機関に対し利息の全額又は一部を支払います（下図利子補給の概要参照）。
利子補給期間	ご契約者さま全員が亡くなられた時まで（融資終期前に繰上返済などにより完済した場合は完済時まで※9）
注意事項	本制度を利用する場合は、地方公共団体から受けられる耐震改修補助金が減額されます。

※6 耐震改修工事に合わせて水回りなどのリフォームを実施する場合も対象となります。なお、リフォーム融資の借換えは対象外です。

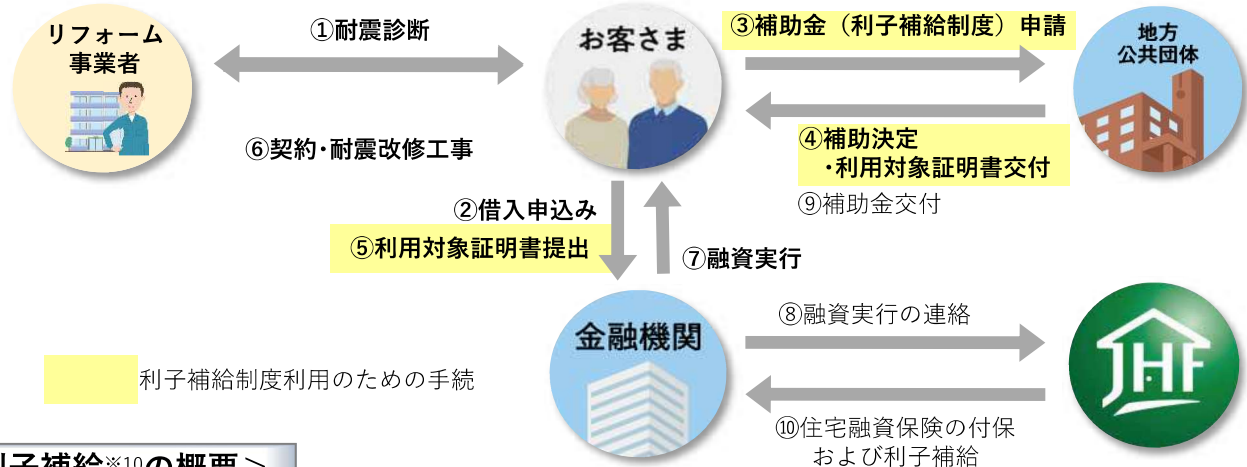
※7 地方公共団体の予算によっては、補助金の受付枠に限りがある場合があります。

※8 担保評価額によっては、自己資金が必要になる場合があります。

※9 お客さまの契約違反が発生した場合は、途中で利子補給を打ち切ることや利子補給金の返還を求めることがあります。

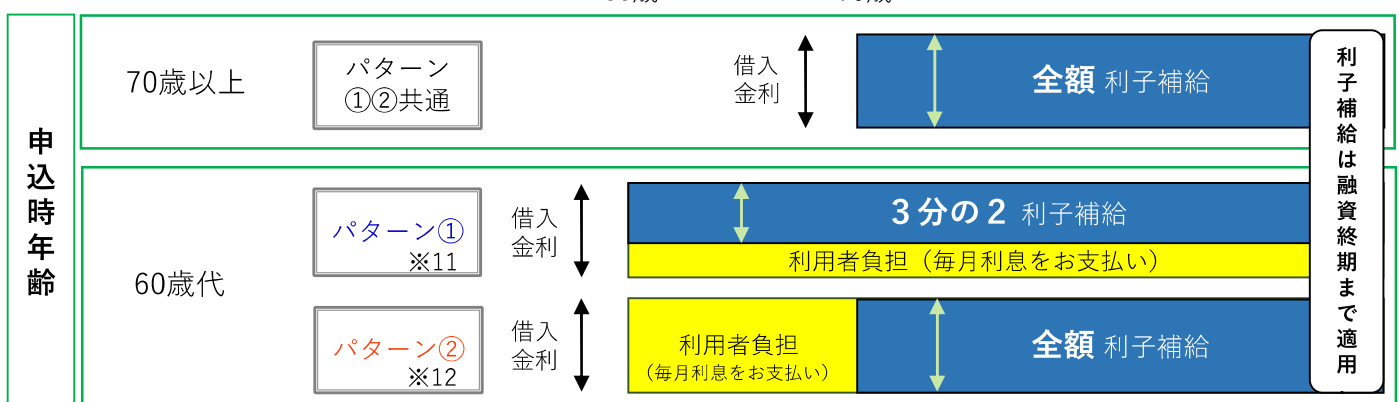
< 手順の流れ >

お客さまが【リ・バース60】を申込後に金融機関の審査を経て補助金を申請するケース



< 利子補給※10の概要 >

※10 取扱金融機関によって、ご利用いただける利子補給のパターンが異なります。



※11 50歳代の方は、ご融資時以後、60歳となった時から借入金利の2/3を利子補給（利息の1/3はお客さまが支払）

※12 50歳代の方は、ご融資時以後、70歳となった時から全額利子補給（70歳以降お客さまの利息の支払はなし）。